

1 議事日程(第2日)

(平成30年第5回久山町議会定例会)

平成30年9月4日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

5番	松本世頭	6番	本田光
----	------	----	-----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	實淵孝則
健康福祉課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	町民生活課長	森裕子
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	矢山良寛
教育課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
田園都市課長	川上克彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	山本恵理子
総務課主査	今任邦徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許します。

4番佐伯勝宣議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、私はまず大きな質問項目1点、町の諸問題から見える役場機構のあり方についてということで毎回続けてやっております。その中で項目を5つに分けました。

まず、1点が中学校ランチサービス給食、ランチサービスですね。給食というふうにこれ認識されていないようです。まず、このランチサービスの導入について。2点目が補助金目的外使用について。3点目が山の神の町有地について。4点目が役場機構の人員配置について。そして、5点目が不適切発言について。こういったものを総括して今の役場機構のあり方、そして町の諸問題を行ってみたいと思います。

ではまず、順番に行きます。そして、時間がなければ、また次回12月に回したいと思います。

ランチサービスの導入について。

来年これは中学校の導入が明言されておりますけれども、はっきり言いまして保護者の評判は芳しくございません。安心・安全でおいしい給食という点で保護者らの理解を執行部は得られると思ってるのでしょうか。それを町長そして教育課長に答えていただきたいんですが、まず、課長、詳細詳しいでしょうから答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 学校の関係でございますので教育長から答えさせたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 中学校のランチサービスの導入についてであります。新年度に入って4月にPTA新旧三役会、PTA新旧実行委員会、そしてPTA総会の3回にわたって説明をさせていただきました。

給食の方法については、自校方式、親子方式、センター方式、弁当給食、そして選択制のランチサービスなど具体的な方法を検討しているということの説明をしております。多様な方法から、最も早い時期に実施ができて、中学校の時制の変更も必要がない方法としてこのランチサービスの方法を採用したことを説明しております。もちろん安全面や衛生面での配慮が十分されていること、献立も事業者任せではなくて町の栄養士もかわり、安全でおいしい給食が提供できること、それから教育委員の方や議会でも第1委員会の皆様に試食をしていただいておりますので、そのときにほとんどの方からおいしいという感想をいただいております。そこで、そのこともお伝えしながら説明をさせていただいております。保護者からは1、2点の質問はありましたが、早くできることはいいことなので、できるだけ早期の開始を望みますという意見が出ておりました。反対意見は全く出ておりませんでしたので、保護者の方には理解していただいているというふうに考えております。ただ、保護者の方はまだランチサービスでの弁当を食されておられませんので、2学期のできるだけ早い時期に試食会を行うということで現在調整をしているところです。早い段階に一度食べていただいて、安心・安全でおいしい給食を実感していただきたいというふうに考えています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 前回の議会で私は町長に安心・安全でおいしい給食をどう考えてるかということで、町長は質問の意味がわからないと言いながらも、安心・安全面を考えてるというふうなことをおっしゃった。しかし、私は大変疑問がございます。これはもう導入時から私申しておりますけど、ランチサービス式というのは今はもう少数派なんですよね。この近辺で4校しかない。新宮町そして須恵町そして太宰府そして大野城と。そして、新宮町は割とこれは率が高いようです、喫食率ですね。しかし、そのほかはもう低迷していると。太宰府市に至ってはもうこれ崩壊状態、10%切ってます、喫食のデータでは10%。そういった中で一番気になること、それはおいしさ、そして安心・安全面。特においしくないという評判が、そういったうわさが蔓延して、そしてまたマンネリ化で率が落ちてる。そういった中で、まずは安心・安全、これが大変重要になります。私、調査しました。この4点、もう少数派になりました。もうランチサービスは絶滅しかかっております。そういった中で業者というのは2社に限られます。弁当給食、これでいいですと大体4社が対象とされます。ランチサービスの上がデリバリー方式。こうなりますと業者といえますと中村学園、そして日米クック、これが実績もあり、そして安心、そしてそこそこおいしいということで評判でございます。そして、そのほかランチサービスとなりますとクッキングセンター佐賀、そしてはたなか、これに限定されます。しかし、前に言いまし

た2つ、中村学園と日米クックは条件が高いですよね。となりますと、今4自治体しかないランチサービス、業者というのは2社に限定されるんですよね。いろんな業者から選定する、これから決めるというふうにおっしゃってます。しかし、もう業者は決まってるんです。この近辺ではクッキングセンター佐賀とはたなかしかない。ほかは実績がない、そして町の条件に合わない。実際、須恵町に我々第1委員会でもリサーチに行ったときも、もう条件が合うところは1社しかないんですよということを言われた。それがはたなかなのか、クッキングセンター佐賀なのかあれですけど、恐らくはたなかでしょう。そして、この2社、残った2社のことを調べましたら、いずれも異物混入の不祥事を起こしてるんです。これをどう考えるか。まず、ちょっと説明します。

まず、最有力と言われるはたなか、1年前9月27日付西日本新聞、中学校給食に髪や虫42件、これ田川の6校の話なんです。これは春に発生して、その中でこの田川だけではなく給食を配送していました新宮そして須恵、大野城でも発生しております。須恵、大野城は大したことはなかった。それは、須恵に我々第1委員会で行ったときも髪の毛が入ったぐらい、クレームもそんなになかったというふうなことをおっしゃってました。しかし、田川で特に6校42件、そして新宮でも10件発生してる。この2つの自治体は教育委員会が立入調査を業者へやっています。果たしてこういう中で選定できるのかというのが疑問ですよ。そして、もう一つ、クッキングセンター佐賀、これ深刻ですよ。平成27年から28年、7カ月間にかけて10件以上発生している。しかも虫や髪の毛どころじゃない。ガの幼虫、ボタン電池、そういったことが短期間に頻繁に起こってるんです。これは、佐賀県の立入調査を行っています。これは、佐賀県の吉野ヶ里町エリア、これを中心に起こってるんです。そして、原因がいまだに特定できてない。これ事業者の不注意もあります。しかし、どうやって混入したかわからないものが多々ある。何が言いたいかというたら、こういった業者、安心や安全面、これが定かではない。問題がある業者しか残ってない中で果たして、なぜランチサービスを採用したか、この方式を選んだかです。これは私は調査不足としか言いようがないと思うんですけど、この点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今議員がおっしゃったランチサービスは本当に安心・安全かということのご質問だったというふうに思います。

今、新聞報道のことを言われましたけれども、昨年秋に弁当に異物が混入しているということで報道されています、確かにはたなかという業者を採用してたところですが。その後、その業者を採用した近隣の自治体、私たちもいろいろ詳細に調査をしております。その中で、新宮町ですが、近隣の自治体に話を伺ったところ、調査現場の視察、それから異

物混入に関しての安全管理ということで、かなりの指導はしたということを伺っております。その指導の成果によって、事業所には施設整備の改善とか、それから運営方法についての見直しが図られて、大きく改善されたという報告も伺っております。具体的には調理員の髪の毛が入らないようにするヘアネットのタイプの変更とか、それから防虫カーテンというものを設置をしたりして調理員の管理体制の見直しなどを速やかに行われて、報道以降は、ほとんど異物混入は見られなくなったというふうにお伺いしております。中学生の身体的な成長に大きな影響を及ぼす給食、弁当、食事ですので、安全で安心したおいしい給食の提供ということが本当に議員ご指摘のとおり必要なことだというふうに考えております。

事業者の選定については、調理現場の視察や人員の配置、それから調理過程などの安心・安全な調理がなされているかということをしっかり確認をしながら選定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今の話は我々議会にしてませんね。全くやってません。そういったことも含めて本来議会も一緒に議論しながら、そしてどういった給食がこの久山町に必要なということも調査委員会を設けなきゃいけない。やってないんですよ。それはやってないという証明も私できます。まず、そういったものを含めて安易に決めた町がこれは責任を問われます。そして、安易に決めた我々議会が町民に笑われてしまうんですよ。これをどう考えるのか。まず、そのはたなかの件、これ改善の傾向が見られるとおっしゃってました。だったら、まだ猶予期間を持たせないかん。こんなにでっかく載ったんですよ。そして、毎日新聞にも載ったんですよ。給食異物混入、大野城、新宮、須恵でもと。そして、はたなかということは、インターネットでおっしゃったように大きく取り上げられています。保護者は皆わかりますよ。こういったことを我々議員に言ってないですもんね、言ってません。そういった中で本当に果たして、そういったリサーチというのができたのかどうか。我々議会どれだけ議論したのか。給食導入準備委員会、検討委員会も設けずに、なぜ決めたのか。なぜなら、前にも私言いました、導入時に。この案件というのは2,450名以上の署名が集まって、そして住民から請願があつて、議会でけんけんがくがくやって、それで採択された。それをもとに町長は給食を導入する形になったんです。となったら、通常の決め方じゃないんです。確かに新宮町とか導入したときはそういった委員会を設けてません。これは私も聞きに行きました。ランチサービス導入してる所を全部私調べました、直接担当者に聞きました。太宰府に関して、私は直接住民の立場になって市民の勉強会に参加しておりますので、直に太宰府市長ともやり合いました。やめたほうがいい

ですよ、ランチサービス、ああ、向こうはデリバリーですと言っていました。そういった話もしております。そういった中で今ランチサービスというのはもう時代遅れなんです。安心・安全、おいしさ、そういったこともまるでやってない。そして、なぜ1年早める必要があるんですか。こういった今改善の傾向があるんだったら、逆に導入を1年延ばして、そしてもう一度この久山町にとってランチサービスがいいのか、それとも自校方式は無理にしても安心・安全ということを考えて両小学校からの運び入れ方式、これを検討してみる、そういった期間に充てる、これは当然でしょう。これまでの決定の流れから。なぜそういったものを怠るのか。1年逆に早めてこれどうするんですか。逆にこの事実を保護者に突きつけたら批判が出ますよ、町は。そして、簡単にこれを議決した議会は笑われますよ。どう考えてるんですか。そして、このクッキングセンター、これも直接、私、佐賀県に行って調べました。佐賀県庁に行って話を聞いた。そして、吉野ヶ里町も行きました。そして、図書館でもいろいろ新聞をあさりました。これ見てください、県の指導で防止実施なのに。全く改善できてないんです。これは業者だけの問題じゃない。ひょっとしたらこれは意図的なものがあるかもしれない。そういったことも県の会議録には残っています。こういったことも含めて検討せないかんじゃないんですか。この業者2つしかないんですよ、選ぶのは。はたなかかクッキングセンター佐賀か。もう両方とも・・・と言ったらいかん、これは訂正しますが、そういった不祥事がある。となったら、ほかの業者にしようかといってもできないでしょう、ほかは実績がないから。それともランクを上げて日米クックにしますか。もう中村学園は担当課長はしないと行った、もう条件が合わない。となったら、あとは日米クックしかない。しかし、日米クックとなりますと、もうハードルがまた高いはずです。そういった中で選べないはずです。そして、私が今日問題提起をしました。こういった中でまた執行部が話を進めて、今回議案が上がってますけど、保管庫の。議会が安易に議決したら町民に笑われますけど、これ、どう考えるんでしょうか。本来でしたら1年早めるんじゃないなくて1年逆に遅らせて、ランチサービスをやりたいんだったら3年ぐらいの猶予期間を持って慎重に検討しなければならないのに、なぜ1年早めたのか。答弁。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどから教育長が説明してますように業者の安全点検を十分確認した上で、佐伯議員がおっしゃってるように、過去の新聞報道云々じゃなくて現在がどうあるかということをきちっと調査した上で、また議会の皆さんにも一緒に試食に行っていたくなりやって、これまで来た経緯でございます。

問題は、佐伯議員はいろいろご意見あるかと思いますが、我々はおっしゃるけ

ども私はでしょう。議会の皆さんは第1委員会を中心としていろいろ調査され、最終的に現在町が提案してる弁当給食について業者も含めて、まだ確定はしてませんけれども、そういう形でやることにはいいだろうというご了解をいただいているわけですから、個人的な意見はあると思いますけれども、我々としてはまず大事なものは生徒それから保護者の意見を尊重することだと思っておりますし、できるだけ早い時期というのが一番声が大きいわけですが、ただ早いだけじゃなく、議員指摘のように安全でおいしい給食を進めるという形で進めておるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 話が違ってますね。まず、議員で決めたとおっしゃってました。しかし、私はこの案件が最初に出ました3月議会最終日、これ議員が決めたということにしちゃいけませんよということを町長に申し上げました、最終日の予算の質問のとき。それはしないというふうな旨、町長は言いました。それを今さら議会で決めたとかいうふうに押しつけちゃ困ります。そして、調査してないんでしょう。新宮町に聞いただけやないですか。自分で現地に行ったんですか。ここ立入調査の資料ありますよ。新宮町そして田川。田川にも直接行きました、話聞きました。田川のは確かにこれはひどい。だけど、確におっしゃるように、そんなにこれは新聞報道ほどは批判はなかった。そして、新宮町も2日間だけ止めただけです。しかし、これも不祥事ですよ。ここまで大きくなってる。これ虫とか髪の毛、これ数十件ですよ。こういった中であるならば、まず立入調査を教育委員会、町がやって、データをとるべきでしょう。それをやってない。聞いただけ。それで改善の傾向が見られると、それ何ですか、一体、何しよんですか。まず、自分の足でやってください。私も佐賀に行ってからいろいろ聞きました、直接。はたなかのほうです。まだ改善の傾向だったら、しっかり安心・安全が確定できるまで待たないかんでしょう。1年も早めて何しよんですか。一番に言いましょうか。今回導入すれば10年間方式変えんでいいからですよ。給食センターの話あります、将来は給食センターを造る。それ10年後の話でしょう。10年後の話を保護者にしてると言いました。何、絵そら物語しとんですか。もし、給食センターを将来造るから今はランチサービスってするんだったら、私が調査しました佐賀県吉野ヶ里みたいに中学校給食センターの案を作ってきたということですか、たくさんその資料がありまして、今ページぱっと出ませんけれども、給食センター、クッキングセンター佐賀、これを業者がやってる今、不祥事の真っ最中、ここは検討するというふうなことで、やると言ってないです、検討という段階で市が作ってるんですよ。その中で今回の異物混入も取り上げてるし、どういった方式がいいかと。造るとしたらどこの場所がいいかということも含めて絵図を作ってるんですよ。それを提示してないでしょう。議

会にも出してないでしょう。そして、議会も何を議論していいかわかってない、全然。そういう中で安易に予算を通してるんですよ。この実態を知ったら保護者はどう思います、町民はどう思います。そして、その中で不平が出たら、議会が決めたけんねってるんですか。町長、それやっちゃいけませんよ。やらないというふうに言いましたから、それは。そういう中で今やらなければいけないこと。一旦予算を承認してしまったものはしょうがない、この弁当保管庫。しかし、これは一旦凍結することです。凍結しまして、また1年間期間を設けて、中学校の給食は何がいいか、安心・安全面も含めて、自校方式がもうだめだったら両小学校からの運び入れ方式、これをやるというふうな、そういった可能性も含めて、中学校給食導入準備委員会もしくは検討委員会を設けることじゃないですか。これが正道ですよ。それも含めて安心・安全面を見きわめる、そういう中でひょっとしたらはたなか、ああ、これはしっかりやってるという評価も出るかもしれない、かもしれない。それをやるのが正道でしょう。ここまで不祥事をやって、1年間早めて、まだ1年前の記事ですよ。あっ、こっちはクッキングセンター。はたなか、こんなにでっかく出て、42件、6校で。これで保護者にどう説明するんですか。安心・安全な給食は提供できんでしょう。まず、今回議会が予算をどう評価するかわかりませんが、通すかもしれないし、何もひょっとしたら検討しない。でも、一旦これを凍結して、もう一度期間を設けて、中学校給食導入の準備委員会、検討委員会を設ける、これがこの久山町給食導入に関して2,450名の署名、署名してくださった方々、町民の方々に対する礼儀でありますし、町の誠意じゃないですか。請願を出してくれた方々への誠意ですよ。それはやっぱり議会も応えなければいけない。それが私が言いたいことです。ですから、もう一回検討の余地を設けるかどうか、その辺、町長、お願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私は議会が決めたということは一切申し上げてません。

（4番佐伯勝宣君「いや、言ってます」と呼ぶ）

政策を進めるのは我々であって、我々は今回の給食について、こういう形で行うということ調査しながら議会のほうにご説明し、最終的には予算の決定をいただくということでございますので、そこは調査委員会を設けろとか何かいうのは、これは議会内で議論をしていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これは導入しましたら町長がそういうふうに言ったということで、これはもうちゃんと発言記録残ってますし、それはわかることでありますし、保護者から不平が上がりますよ、そして批判の矛先がどこに行くか。それをしっかり考えてもらいたい

などということを最後に申しておきます。

では、次に行きましょう。

補助金目的外使用についてでございます。

平成26年、会計検査院の指摘により発覚しました、この不祥事が。しかし、いまだこれを不祥事、違法行為としての説明責任を町長は果たしてません。この件の町財政への影響、これは町総合運動公園事業、これの国交省の補助金関係、そして今言いました給食の実施、これもやっぱり財政は影響してると言えます。全く影響してないとは私考えられません。これも含めて影響がある。どう考えるかということをもつて町長、そして担当課長でした副町長に答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 木子里の件についての会計検査の問題について説明責任が果たされていないということですが、これはもう毎回の議会でお答えしてまいりましたように、全て議会のほうにも報告し、そして国のほうには会計検査院からの指摘があったわけですから行政として補助金の返還をさせていただき、また議会のほうにその件についてもご説明し、提案し、決定をさせていただいておりますので、説明責任というのは、きちっと終わらせていると思っております。

それから、この件がその後のいろんな国の交付金とか補助金に大きな影響を与えてるんじゃないかということですが、これは全く根拠のないことではございませんので、これについての回答は必要はないと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今、複数のことをおっしゃいました。ちょっと整理しましょう。私も複数、今、一つ一つ指摘いたします。

まず、きちんと議会に説明したというふうにおっしゃいました。しかし、非常に突発的でした。その流れというのは、私、前の前の議会のときに町長にお渡ししましたこの31枚の資料、なかなか議会では提出を拒まれましたけども、それに私は会議録として書いてます。突発的な状況ですよ。これ本来でしたら町長が所信表明なりで前もって言わなきゃいけない。そして、その前に全員協議会をやったかないかん。当日発覚しました平成26年12月議会、その前に全員協議会は2回もやっておりますよ。26年11月14日そして11月25日、いずれも道の駅事業、そして上久原の土地区画整理事業が絡む、そういったことでした。町長同席でした。そういった中で機会があったのに、しかも会計検査院からは11月7日にこれ解禁、もうこれ知らせていいよというゴーサインが出てる。そういった中でやらなかった。まず、これ手落ちじゃないですか。そして、我々が補助金目的外使用という

のを全然わかってない。実際これわかる方というのは法律関係、弁護士関係でもこれは極めて少ないんですよ。だから、そういった中で我々議会がわからないということも無理なこと。だから、本来でしたら懇切丁寧に経緯も含めて、町執行部が我々議会に説明してしかなるべきなんです。それをやらないで、あれよあれよという間に議決してしまったと。これは大変町にとっても瑕疵があることですよ。しかし、私今言いました瑕疵があるといましても議決をしてしまいました。だから、もうはっきり言って覆すのは極めて難しいんです。それをはっきり言って執行部は狙っていた。実は、これもう話を流れを説明するたびに触れますけれども、糸島市は今裁判を似たようなことやってる。きららの湯、無償譲渡、市長の友達に無償譲渡したということで、元共産党の市会議員を中心に裁判を起こしてるんですよ。その裁判も私傍聴してきました。その中で1回、議会はこれ承認してしまってるんです。状況がわからなかった。しかし、後からいろんなことが出てきたんです。これはおかしいということで、その議員は問題提起した。しかし、執行部は取り合わなかった。そういったことで裁判があってるんですけども。そういった中で弁護士側も言うております、議決に瑕疵がある。これ5ポイント上げてます。そういった手順を踏んでるかどうかと。その5ポイントは完全に今回の久山町の経緯から外れてるんです。突発的であった。説明しなければいけないところで説明していない。その場に町長がいない。質問の機会もなかった。実は26年12月議会、只松副町長と久芳町長のわずか1カ月間の給与減額ペナルティー、それを決めたときも、実は給与減額そのものについての質問しか許されてなかったんです。ほかの議員が質問しようとする、当時の木下議長がちょっと今のはこの範囲の質問ですということで一言加えられてる、制限がある状況です。その中で全て決まってしまった。これは大変瑕疵のあることとございます。ただ、今言いましたように、法律上は議会が一回議決したということ覆すのはこれは極めて難しいということです。しかし、住民は知る権利があります。というのは、そのときに返還しました1,984万円、国交省。これ町民の税金ですよ。これ補助金を返したわけじゃない。本来は子育て支援センター木子里、これに使わない、使う予定がなかった金額を補助金返還額89%、これを町民の税金から捻出した形になってる。そういった中で非常に瑕疵があるということ。検討はもうできません、今の状況やったら。しかし、町民に対して説明責任があるんじゃないですか。まず、89%の1,984万円、町民の税金から捻出してらんですよ。そして、今の状況、町長は根拠がないとおっしゃいました。しかし、違法行為やって、これが何も後々ペナルティーがないっていうことはないでしょう。

一つ伺います、そしたら。今、整理すると言いましたから、後から聞きます。

この久山町がやった補助金目的外使用というのは違法行為なんですか、それともそうじ

やなんですか。それともう一つ。町長は違法行為と思ってない、もしくは思いたくないんですか。その3点からどれか、町長、答えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 補助金適化法には違反してたと思いますよ。だから、適化法に基づいて補助金の返還をした。悪用とかそういう形での違法行為をしてるわけではない。だから、先ほど町民の税金を使って返したと言われますけど、そういうことはないですよ。いただいた補助金の一部を国に返還したということでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今日是非常に町長は丁寧な答えてくれてるんで私も非常にありがたいなと思っておりますが、ただ言ってることは、ちょっとずつ違いますね。といいますのは、補助金適化法に違反したというのは今回初めて、今この場で初めて認められたんです。これまで私の議員浪人時代1年も含めまして3年間、全くこの件について違法だというふうに認められなかった。不祥事じゃないですねということを複数回言ってる。こういった中で、今初めて言われるんだったら、今まで町長が答えてきたことが全部崩れちゃうんですよね。そして、もう一つ。だから、これもきちんと町民に対して説明責任があるんじゃないですか。まず、そのことを言います。説明責任ありますよ、これ、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどお答えしたとおりです。この件については全て議会でも報告し、承認いただき、また広報等にもきちっとその経緯は説明をいたしております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これは町民に対して説明義務があります。といいますのは、今補助金に影響してる。そして、町長も確かに今、うそではないことをおっしゃいました。といいますのは、もうちゃんとこれは議会に報告してる。確かにしちゃってるんですよ、確かに。だから、法的にこれはおかしい、これは賠償だみたいな感じで聞えないんです。それは、専門家も言ってる。しかし、実際にこの町に対してマイナスになっちゃってるんですよ。議会が簡単に承認してしまってる。そして、町民に対してのサービス、これができなくなっている。これについて、私は平成27年7月9日に専門家に聞きました。田口一博新潟県立大学准教授に。何ておっしゃったか。町長のお宅にも資料があるんじゃないですかね。本来でしたら議会の権限として補助金をもらうという目的でどうなってるか国交省に問い合わせたいのですが、こういった方法でやればいいですかということだったんですが、その田口教授は国土交通省が開示した資料をご覧になってたんです。私が町長に公開質問状を出したじゃないですか。それに添えましたから。その内容を見まして、会計検査

院の現地検査報告書を見たけども、これはまずいと絶句されました。そして、会計検査院から指摘されるということは、よっぽどのことだと。それと、補助金を返せと言われることは、もっとよっぽどのことだと。我々研究者、これは田口准教授ですが、我々研究者の補助金、科学研究費の不正の場合と考え方は同じだと。5年か、6年は新規の申請はできないと。それ以降は申請できるけども、国交省のブラックリストに載ってるから、申請しても補助金つかないだろうと。国交省の町への予算、これ減ってたんですね、当時、27年の7月のこの検証のときから。そのことも疑問があって尋ねたんですけども、国交省の町への予算、補助金が減ってるのは当たり前の話だと、不正をやったんだから。次のときに久山町が補助金をくれと国交省に言っても、ふざけるなとしか言われんだろうと。そのときの町の担当者は大恥かくことになるやろうと。町長はそのときに言ったのはお金を返したからもう全部済んだと言ったんです、議会に。そうじゃなかったです。田口教授は言います。お金を返したからいいでしょうで成り立つ話じゃないんです。謝りに行っても補助金の好転は難しいけれども、これは謝るしかない。町長が国交省に謝りに行かないんだったら、私、何回も言いましたよね、謝りに行きましょうやと、一緒に、東京。でも、町長は断りました。町長が謝りに行かないんだたら議会が組織として上京して、国交省に謝りに行くしかない。ただ、元通りに正規の状態に戻さなきゃいかんですよ。目的外使用しました子育て支援センター木子里、これいまだに木子里として使ってますよね。これじゃなくて、もとの申請しましたモデル住宅事業の展示場モデル住宅、この事業のその状態にもとどおりにして、そしてきれいにしてから謝りに行ったほうがいいと。できたらこの中で当時のモデル住宅、地元産木材使用の実績も作った上で行けば、向こうも、ああ、ちゃんとやってるんだなというふうに見てくれると。それをやらなかったら、久山町は危ないから補助金なんかつけるなということになるということで警告してくれてるんです。当時は議会も上京をしませんでした。残念ながらあれから3年たって、今日に見える形で補助金減少も起きてる。単にこれは免税店、これが好調だからの影響じゃない。それもあるでしょう。町長そう言いましたけど、それもある。しかし、それはご飯論法ですよ。うそじゃないけれども本当でもない。それだけで19.数%が減るわけがない。その前、見てください、26.数%減ってるんですよ。私の手元にこの10年分の福岡県内の各市町村の補助金の増減率持ってます、データを持っています。久山町の減り方は2年連続、異常ですよ、これ。ほかにもこのレベルで減ったところはあるか、那珂川町も減ったことがあります、実は。しかし、那珂川町を考えてみてください。以前、補助金目的外使用をやったんですよ。その影響があるかもしれない。その翌年、那珂川町は元に戻ってま、今回は。ほかにも宮田町という例もある。しかし、あそこはもともと好調です、自動

車会社があるし。そういった中で10年間のデータを見たら、この減り方は異常なんです。そして、先ほど言いました田口先生の見解、これからしたら町長がきちんとこれは説明責任を果たさなきゃいけない。そして町民に対して。私が言いたいのは、もう町民に対してしっかりこれは状況を説明し、謝ってください、謝るべきです。何でかといったら、町の過失ですよ。というのは一つ、まず佐伯久雄副町長、当時は政策推進課長でした。当時、木で造った子育て支援センター、補助金制度が見当たらんやった、そういうことでやむなくこういう形、苦肉の策、一旦国交省のモデル住宅に申請して、補助金がおりて1カ月後に違法に転用したという形をとったと思いますが、当時補助制度はあったんですよ、農林水産省で。正確には林野庁にありました。これは補助が2分の1つきます。確かに国交省のモデル住宅みたいに3分の2つくというほどまではいかない。だから、金額にしたら700万円ぐらいは手出しせにゃいかん。それでもきちんと補助制度はあった。しかし、それに気がついてないんですよ。平成27年の6月議会、町長に問いました、こういった制度があったんです。そしたら、それはひょっとしたらあったのかもしれないけど、気がつかなかったかもしれないと町長がおっしゃいました。そして、その9月、私は公開質問状を町長に手渡しに町長室に行きました。そしたら、佐伯君、話したその補助制度は何という名前。ああ、私、急じゃわかりません。いや、俺も探したんよ、当時、でもなかったんよと町長おっしゃいました。探したけど補助制度は見当たらずに、仕方なくモデル住宅事業補助金を国交省に申請して、それで違法行為をやっちゃったと。要は町の瑕疵でしょう。そのときに一緒に探したのは誰ですか、佐伯久雄副町長でしょう。町長、さきの議会で私、なぜ副町長に一度も答弁させないんですか、当時の責任課長。そしたら、もう副町長になってるから、昔のことやから、そして自分に全事業の責任があるから答えさせる必要はないとおっしゃいました。しかし、一番事情をわかってるわけじゃないですか。それとも、事情がわかってるのは直接国交省に補助金返還のやりとりをした西村勝氏ですか、職員の。どっちなんですか。その辺も含めて町長は説明する責任がある。そして、町長にすいませんでした、こんな状況になってます、補助金が大分削られてますと、対応が遅くなりましたと謝らないかんじゃないですか。町長が国交省に出した資料、これは国交省は怒りますわな。魅力づくり推進課から発信されてます。経営企画課じゃありません、担当課は。26久魅発第12号の文書。当町は、子育て支援センターや保育サービスの充実を主要施設としており、子育て支援センターの利用者数も増加傾向であり、施設の利用者のニーズが高いことなどから、引き続き当該施設を子育て支援センターとして利用していきたいと考えております。こんなことをやってて、国交省が怒らんわけないですよ。勝手に補助金流用しといて、施設は景気がいいから、利用者が多いけん、このまま使いますと、もう

お金返したからいいでしょうと。これやったらやっぱり補助金減りますわな。え、これは減りますよ。だから、補助金を返す段階で会計検査院の指摘は終わりました。だから、町長がもうこれは終わったことですよと言ったのは、会計検査院の仕事はこれで終わったんだ。しかし、国交省を怒らせてどうするんですか。そのことを町民に説明せんで、おかげで補助金削られとんですよ。久山町はどげんなるんですか。それを黙ってどうすると。そして、当時の議長も私が質問しようとしたら、何回も質問を遮った。残念ながら久山町はインターネット中継やってないから、町民がそれを見てもおかしいと思わない。後で会議録を見ても、私の発言はぶつぶつぶつぶつ切られている。こういった状況で3年間来てるんです。そして、当時の木下議長が話を挟む間に町長に考える時間を与えている。残念ながら幼なじみ同級生でなれ合いでやってるからですよ。そういった状況の中で果たしてこの久山町はどうなるんですか。だから、私は町長言いました、一緒に謝りに行きましょうやって。私その気持ちに変わりはありません。確かに町長選に出ました。しかし、一緒になって謝って解決しましょうやと、町のために。それを言いたかったんです、私は、町長に。その気持ちに偽りないですよ。しかし、周りが、議長そして当時の矢山議会事務局長は私を止めました。というか、いろんな形でこれを隠蔽しようとした。非常に残念です。純粋な気持ちです。確かに町長の1カ月ぐらいの給与ペナルティーじゃ済まんかもしれません。しかし、その中からまた信用を積み上げりゃいいやないですか。田口一博教授もおっしゃってました。もう一回きれいにして、それからまた信用を作っていけば、ああ、まだ久山町はちゃんとやってるんだなということで評価してもらえる。私はそういった意味で非常に残念です。もう今から一緒に謝りに行きましょうやって、もう通用しない。なぜなら、議会は町長選の直前、平成28年9月議会、予定を半年早めて子育て支援センター、これ使用を決定した。あそこの施設としての設置条例を作っていないことを指摘しましたら、ああ、じゃ、これ作らにゃいかんですねということで、本当だったら7年間あれをほかのものに使ってはいけないんだけど、半年間前倒して、翌年の4月1日から子育て支援センターとして設置しますよ、使いますよということを議会で可決してしまった。私は当然反対した。反論しようにも反論するような議会進行を木下議長は行わなかった。それに私はぶち切れて、その日の夜、新聞社にファクスを送りまして、町長選に出ますということで先行でやりました。こんなことしたら国交省は怒りますわ。今の状況は何ですか、これ。2年間でトータルで45.5%補助金削られとんですよ。町どげんなるんですか。そして、もしこの補助金があったらできたサービスがある。国交省関係ですから交通関係も。ですから、エコバスはいつまでたっても2台しなかった。これも原因がないとは言えないはずですよ。国交省関係だから国交省しか影響がないわけじゃない。いろんなこれわか

らないようにして数々のひずみが、給食の導入にもかかわってるんです。本来やったら安心・安全な給食ができることができなくなってる。非常に残念なんです。それも含めて、残念ながらも、町長、これ町民に話すしかないです。そして、すいませんでしたって謝るしかないですよ。残念やけど、もう私は謝れません、一緒に。本来やったら、3年前やったら一緒に議会も自分たちもチェック怠ってましたって謝れましたけど、もうここまで来たら。私も議員としてやれることは精いっぱいやった。精いっぱいしてきました。だから、後はもう為政者として、この状況、町長としてやってください。町長がもしおらんごとなって、後からわかったらどうしますか。町長、やっぱりこれいかにやったじゃないですか、補助金目的外使用の影響やったんですか、来て説明してくださいよ、議会に言って町長来ますか。来んでしょう、もう終わったことやから、職を引いたから。しかし、私は忘れませんよ。ずっと指摘していきます。今まで、町長が引退されても、この補助金目的外使用に直接かわらんごとなっても、今日、今まで私が指摘したことが後でわかったら町長を呼びますよ。そのとき町長来ないかんですよ。責任とれますか。そのとき久山町は、どげんなっとなんですか。為政者としてやるべきことをやってください。この後に町長の土地、山の神の土地のこともあります。しかし、こういったことを今やりよったら老後の心配してると思われかねません。それよりもまずやることは、今までやった経緯を話し、しっかりと謝ること。残念やけど、もう回復できるかどうか私もわかりませんが、それを町長に求めます。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 佐伯議員の純粋な町の財政に対するご心配は大変ありがたいと思いますけれども、補助金が減るとか、あるいは補助金だけのことを言っているのか交付税も言っているのかわかりませんが、その件については佐伯議員の妄想であり、何の根拠もないことをいろいろな形で強調されてますけれども、全く事実とは異なりますので、もしそういうことがあれば、きちっと財務省あたりに確認をしていただければ結構だと思いますし、また会計検査の件で、これは国土交通省の所管の事業という形でやらせていただいたんですけれども、残念ながら事業そのものは、きちっと適化法に基づいて、補助金制度に基づいてやりましたけれども、特殊な制度といいますか、施設完成後は7年間はPRに使いなさい、ただ一緒に町が使う、子育てとかですね、そういうものには使っていいよという形になってましたけれども、現実には久山町の子育ての状況の中から、最初からもうすぐに子育て支援センター、占用的な形になったということが補助金適化に触れたということで、その分については補助金の返還を求められたということですから。また、現在子育て支援センターとして、たくさんの方に利用していただいておりますけれども、そのときに

も会計検査院の方から今後も子育て支援センターとして使われますかというご質問がありましたので、町としては使っていきたいということをはっきり申し上げましたし、国土交通省もそれは了解されてると思いますし。また、この関係の件でその後、国土交通省と久山町が佐伯議員がおっしゃるような関係には全くございません。その後も我々は国土交通省と色々な事業について協議、また申請をさせていただいてるんですから、佐伯議員も強い思いがあって、そういうふうに妄想されるのかもしれませんが、私としては何ら根拠のないことに対して町民の方に謝れとか国土交通省に謝りに行こうとか、それはもう国土交通省にとって全く想定されないことだろうと思ってますので、そういうことでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まずですね、最初、適化法に違反しないと言いながら、後で適化法に触れたとおっしゃいました。話もいろいろ転がってますな。それがまず1点。そして、ずっとこの件について今まで否定してきたんですよ。そして、国交省との関係、そりゃ言わんでしょ。しかし、補助金が現に減ってる、それが答えなんですよ。そして、私はその都度資料を出してきた。国土交通省が開示した。そして、田口一博准教授にも会計検査院の現地検査の報告書を見てもらった。その見解を述べてもらった。それについて私は町長に回答を求めても、町長は全くそれを読もうともしない、開こうともしない、いろんな人間に聞いても。そして、今町長がおっしゃった答弁、実はご飯論法なんです。これは安倍政権がよくやっています。これ週刊誌の記事ですわ。最近、法政大学の西充子教授が指摘したことを機に、ご飯論法というのは追及逃れ戦術ということを指摘されました。実は昨日の西日本新聞にも大きく出ております。一見ちゃんと答えてるように見えます。明らかかなうそは言わないけど本当のことも言わない。それでいてちゃんと答弁してるかのようには錯覚させてしまう、これが安倍政権、安倍首相を初めとする手法です。どういうことかといったら、論点のすりかえ、文脈無視。だから、朝ご飯を食べなかったの、ご飯食べてないと、パンは食べた、この論法なんですよ。今日はそれを穏やかに言ってるんです。恐らくギャラリーは何人もいるだろう。ふだんはもうちょっと突っぱねてる。そして、はぐらかし戦法があります。聞いてもない一般論を言い出す。そして、話を勝手に大きくして、回答を拒否する。それが今まで3年間だったんですよ。なぜ今日は丁寧に答えるかといったら、私が最近こうやって田口准教授のやりとりを明らかにしたからです。これ昨日増刷しましたんで、じきに町民全戸に行き渡りますけれども。こういった中でもう逃げようがないんです。こういった中で補助金がこれだけ削られてるんですよ。それを説明しないというのであれば、町長、これは為政者として問われますよ。ずっとこれ拒否してきた

んですよ、今まで、ギャラリーがないとき。まず、このご飯論法、私もこれ解説します、ずっと。これ最近上西教授が、昨日の西日本新聞ですけども、この安倍政権の回答追及回避戦術、これをパブリックビューイングで東京で街頭で流して、わかるようにするそうです。そういった形で、これまで町長がやってきたことと答弁したことを町民に明らかにしなければならない。そして、これまで町長を守ろうとしてきた、もう引退された副町長只松輝道氏、そして木下康一氏、議会事務局長でしたら矢山良隆氏、彼らがやってきた一挙手一投足、発言、これを私はずっと観察させてもらっておりました。只松氏はちょっとわかりません。ただ、事情を聞くぐらいはしなきゃいけない。しかし、木下康一氏、矢山良隆氏がやったことというのは、これは違法です。会議録改ざんもやってる。音声データもある。何回も私見せましたよね、そこの議長室でとったやつ。この町長の追及逃れ、そして議長はこの追及を逃れるために、かわすためにも、わざわざ自分の辞任宣言までして、議会を混乱させました。そのときのやりとりも再現できる。そして、当時の私が彼らに送った質問状、要求書、これも残っております。そういった証拠もある。そして、そういったものに関して町長にも送ってる。それに全く町長は答えてないんですよ、そのときは。その事実をどう考えるんですか。そして、今補助金は現に減ってる。町民に対して誠意を見せなければいけないでしょう。ご飯論法で逃れてどうするんですか。佐伯久雄副町長、町民の税金ですよ、これ。どうするんですか。全然答えてないですね。まず、副町長答えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何かはぐらかすとか、答弁について安倍総理と比較していただいたのは大変光栄に思ってますけども。何度も言いますように、佐伯議員個人のそういう根拠のない妄想によってのご批判でございますので、私としてはこれ以上お答えすることはできないと、そういうことでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回はこの質問で終わりますね、この質問で、この2問目で。はぐらかしが、それがご飯論法なんですよ、それが答弁逃れ戦術なんですよ。それをずっとやってどうするんですか。町民はいずれわかりますよ。果たしてどれだけもちますかね、もちませんよ。町民はわかってきてますよ、町長が答えてないっていうこと。いろんなひずみも出てきてる、ほかの事業にも。それを隠し隠しで来てる。それが今少しずつ出てきてるんですよ。まず、今やらなければいけないことは、これまでやってきたことをきちんと誠意を持って町民に話し、そして国交省の補助金回復に努めること。今、これで私が答えてくださいって言っても、あなたの妄想ですと、そういうことでかわすはずですよ。しかし、

たくさんの公文書があるんですよ。町長経験者の赤ペン筆記での見解もある。そしてまず、専門家が言ってる。本来でしたら、これは当時の木下康一議長、そして矢山良隆議会事務局長が町長に対して、この場を設けるように言わなきゃいけない。逆に隠してどうするんですか。町長は腹痛まん、全然。自分だけ傷がつかんような状況にしてるんですよ。何でか。それが一番自分たちに都合がいいからですよ。今回の問題のテーマ、役場機構のあり方、町長を担ぎ上げて、あと自分たちが腹痛まんようにしてる。しかし、これで果たして町民が納得するような、満足するような住民サービスができるんですか。私が言いたかったのはそのことなんです、この3年間。今はもう少ししゃべります。そうしないと、あなたの妄想ですからということでもた終わります。しかし、それがご飯論法なんですよ、町長。ご飯論法ですよ、あなたがやってるの。それでかわせばいいんですか、自分の任期中に。任期中それで終わればいいんですか、あとは悠々自適ですか、それで久山町はどうなるんです。佐伯久雄副町長、それでいいんですか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に言います。ここは狭い会場でございますので、そんなに声を高々にあげないように。

○4番（佐伯勝宣君） はい、そうですね、今のは私が悪いですから。

（「質問か」と呼ぶ者あり）

何でしょうか。言いたいことはどうぞ言うてください、答弁してください。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

（「質問ですか、これは」と呼ぶ者あり）

私語はやめてください。

○4番（佐伯勝宣君） どうぞどうぞどうぞ。大歓迎です、答えていただけるなら。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、どうぞ。

○4番（佐伯勝宣君） ああ、いやいや。

○議長（阿部文俊君） 私語ですのでどうぞ。

○4番（佐伯勝宣君） おかしいと思うんですよ、これ。今までの責任担当課長が一回も答弁してない、一番この当時の状況を知る人が。どうやって補助金を転用したのかわかる方が一回も答えてない。佐伯久雄副町長。今、副町長になったけん、もうこれは答えていいというのが町長の論法ですよ。これはおかしいでしょう。おかしいと思いません。一番わかる方が答えないかん。そして、実際に町の補助金が減ってる。そして、当時1,984万円の町民の血税、これを支出してるんですよ。それは大きい、この1,984万円は、むちゃくちゃ大きな金額ですよ。ほかの目的外使用をやったとこ。平成24年度、これは那珂川町。そして、埼玉県春日部市。私もデータ取り寄せました。ちゃんとこれはデータを持って

議会で説明しています。そして、この2つはちゃんと事前に説明したのと同時に補助金返還まで至ってないんですよ。ちょっとした補助金納付をやっただけ。しかし、補助金返還というのはどれだけ悪いか。会計検査院にまず指摘されること自体悪い。そして、その補助金を返すことがもっと悪いということは田口教授も言っとるやないですか。そういった中で町長が言わないかんということは町民に対してこれ当然ですよ。さあ、どう答えます。またあなたの妄想には付き合えませんって言いますか。教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） さっきお答えしたとおりでございます。

（4番佐伯勝宣君「やっぱそうですね」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） この件で終わりますので、もう少しやります。

これが当時久山町議会に配られた、この補助金目的外使用の資料です。そこの木子里のパンフレット、たったこれだけです。会計検査院の資料でも何でもなし。本来だったら、もう会計検査院から解禁されてる頃ですよ、説明していいという、議会に対して。なのに、これだけ先に配られて。これ議会事務局に情報公開請求して出てきたやつですから間違いないです。当時我々ももらってました。情報公開請求しなくても出てました。しかし、たったこのパンフレットだけで説明が終わったというのは、全くこれはナンセンスなんです。今逃げれると思ってますね。いや、今日逃げれても、町長、逃がすわけにはいきませんよ。まず、きちんと町民に対して、どれだけマイナスを負わせたかをしゃべること。そして、我々議会に説明しなかった。しかし、我々は簡単に承認してしまった、残念ながら。確かにそういった意味でも不手際はあったかもしれない。当時他にも私も言い訳できる状況はありましたけど、理由は。しかし、承認してしまったことは事実。しかし、後で情報公開請求を国交省にやって、これは大変なことだとわかった。当然それはやらなければいけない。しかし、町長の取り巻きがあなたを守ろうとして、それをさせなかった。それが現実ですよ。その2人は今はいない、ここには。しかし、そのいない方もいずればまた呼ばなければいけないと思うんです。会議録改ざんは違法でありますし、そのデータもございます。そして、それを久芳町長を守るためであったということ。少し時間がありますので、ここで言いましょ。まず、議会に対しての説明は適切であったかどうか、それについて教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然適正だと思ってます。

（4番佐伯勝宣君「いや、適正ではないですね」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、次に行きましょう。

町長の土地、山の神、この問題、補助金目的外使用について、町長がきちんと誠意も見せず、町民に対して説明責任を果たさないまま、今回、初期予算110万円のこの調査委託料がついてます。これこのまま進める気ですか。いずれこれは、この一帯を農業振興やるとしたら、町長もこれは潤うことになりますよ。どう思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、今度は3番目でしょうか。

○4番（佐伯勝宣君） はい、3番目行きましょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃってる意味がよくわかりませんが、もうちょっと詳しく言っていたきたい。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） これはご飯論法ですな。きちんと明確に言ってるのに、ちゃんと通告書にも書いてあるのに、おっしゃってることがわかりません、もうちょっと詳しくということで、時間稼ぎしてる、時間切れを狙ってる。言いましたように、今回時間切れでも逃げられませんよ。

まず、町民がこれだけ痛んどって、あなただけ潤ってどうするんです。そしてまず、この土地、久山道の駅事業の予定があった。その説明責任を果たしてないでしょう。この町有地、5,040平米と言われた町有地、これを購入する際、強引に買っとうやないですか。そして、ここだけ残した。後からこじつけて、この周辺を開発しますと言ってる。こういった状況も含めて、残念ながら前局長の矢山氏、そして木下氏、加担している。こういった中で役場機構を巻き込んで潤っていいんですか、自分の利益のために、利益誘導のために。そうなるんですよ、これは。まず、町民に対して誠意を尽くすことでしょう。それをどう思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が潤うというのがどういう意味か私はよくわかりませんが、観光交流センター事業は計画が中止という形になって、一部用地の取得は事業の中で進行状況中取得いたしましたけれども、あの土地については観光交流センターならびに県の事業である道の駅を設置するには久山町で最適の地という調査に基づいて、あそこにしてるわけですから、その近辺に私のところの土地があるからといって利益誘導とかいう、それこそまさに捏造か妄想か知りませんが、町政というのはそういう形でやるものでもないし、現に過去のいろんな町のプロジェクト、大規模開発でも町関係者の土地が当然

その中にあったことも過去にもあるし、それがあからとって、じゃあ、その周辺は一切開発をしない、ストップさせられるのかという、全くそれは矛盾した理論であって、それをいかにも何か、たまたま私の父の土地が周辺に近いところにあるということで利益誘導というのはね。その辺のところもう少し冷静に、適正に判断を議員としてしていただければありがたいなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ちょうど終わりましたね。よかったですね、最後に問題かえて、時間稼ぎができて。これが町長のご飯論法なんですよ。ご飯論法なんですよ、これは。ご飯論法ですよ、これは。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、先ほど言いましたように、狭い会場でございます。

○4番（佐伯勝宣君） もう30分ですね。もう終わります。30分ですから終わらしましょう。

（「議長、トイレ休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部文俊君） 今から10分後に始めさせていただきます。次は松本議員から10分後に始めさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松本世頭議員、発言を許します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 5番松本でございます。

町長、冷静に答弁をお願いをいたしたいと思っております。

まず、私は、交通対策、それから山田小学校駐車場のフェンスについて、2項目質問をさせていただきたいと思っております。

30年6月定例会におきまして、町長は路線バスのことについて、いろいろ申されておりました。読みよったら時間が結構かかりますので、それはさておきまして質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初の西鉄バス27B廃止の声を町民から聞きますが、事実なのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の公共交通には、いろいろな課題があり、今それを整理していると

ころでございますけれども、一番は西鉄バス27B路線について、以前より西鉄バスさんのほうから天神からJR篠栗駅まで、以前は猪野までだったんですけどね、JR篠栗駅までの路線が現在の27Bでございますけれども、西鉄として非常に現在の状況としては路線が非常に長い、1時間以上もかかる路線で、しかも交通渋滞が起こる時間帯には終点のJR篠栗駅に来たときでも、もうトイレに行く暇もないというような状況が続いているということで、そういう労働条件の問題。それから、非常に運行経費が燃料とか機材の関係で、それから人件費等で年々上昇してきているということで、現在、本町から2,500万円ぐらいの負担金を出しておりますけれども、それに加えて一部西鉄側も負担をしていただいている状況もある中で、これ以上継続していくことは非常に西鉄としても今の状況の中での継続は難しいということで、昨年頃からですね、西鉄の27B路線については一部廃止の申し出がっております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、廃止が事実の場合、ここに上げておりますけれども、今後の交通対策の考えについてをお伺いしたいと思います。

それから、④の西鉄バス営業所をトリアス周辺に誘致すると思うが、町の考えをまず聞かせていただきたいと思います。とっております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 少し経過を簡単にご説明したいと思います。

西鉄からの27B路線の一部廃止の申し出については、今年の4月9日に西鉄から、これは廃止等については運行业者の西鉄さんが一方的に廃止することはできないようになっております。福岡県のバス対策協議会へ申請されて、福岡県バス対策協議会でいろいろ調査して、関係市町村のヒアリング、協議を行った上で最終的には決定がされるということで、4月9日に西鉄から福岡県のバス対策協議会へ27B路線の一部区間廃止の申し出が出されております。4月11日に県から本町にこういう申し出があったという通知がありました。5月10日に福岡県のバス対策協議会が開催され、国、国は運輸局、それから県、それから関係する自治体、久山町ほか福岡市、篠栗町、事業者である西鉄が参加され、正式に対策協議会の中で周知をされたところでございます。それから、5月18日に、平成30年度、本町で第1回久山町の地域公共交通活性化協議会にてこれについての対応協議を始めたところでございます。西鉄さんの廃止に関する理由は、先ほど申したとおりでございます。路線が非常に長い路線であること、それから運転手の業務管理が困難な状態にあること、それから運転手の不足がもう恒常化してきている、これは西鉄全体の問題で、それから運行経費の増大ということで、その一部廃止については、じゃあ廃止された場合、どう

代行運行ができるかということ为前提に西鉄と、それから協議会なんかでも協議をしてきたところでございます。先週、協議会を開いて、この代替案について協議会で議論し、大体承認をいただいたところでございますけれども、基本は現在の27Bの西鉄バス路線を、JR篠栗駅まで来てるのをトリアスまで西鉄バス路線を町のほうに乗り入れをしてもらう。トリアスからは町のコミュニティバスで路線バス、それから通常の町内循環バスを運営する、そういう形ですることによって、町内の路線バスも現在の1本からもう一つ路線を延ばして、簡単に申しますと、トリアスを拠点にして今現在27B路線が走ってる上山田、それから中学校を通過のJR篠栗駅までの幹線路線、それからもう一つはトリアスから草場経由の猪野、それから山の神を通過してJR篠栗駅に行く路線、それともう一つはトリアスから草場ー猪野間をピストン輸送という、そういう形での案が協議会のいろんな作業部会を通して提案されました。これに合わせて、あと町内の今のイコバスを回していくという、そういう形で今現在協議して、先週行われた活性化協議会で協議会としては委員会の承認を得たところでございます。また、いろんな路線が確定しますと、これに対するバスの運賃とかバス停とか時間とかいろんなことが出てきますけれども、そういうことについてもこれから進めていくこととなります。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、確認いたしますけど、トリアスを拠点として西鉄バスを。要するに、篠栗駅までは行かないということですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 西鉄バスはトリアスまでを町のほうに乗り入れていくこととなります。それ以降は町の運営するコミュニティバスで交通網を運営していくという形となります。

それから、もう一つは、西鉄さんの一部廃止に伴って、トリアスを拠点ということになれば、かねて山田のほうから声が上がってました従来の天神、多々良、土井経由の西鉄70番系統のバスも1日何本かトリアスまで延長するという、本数はまだはっきりしてませんが、10から12本ぐらい延伸をさせたいという、そういう今話し合いをさせていただいております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 要するにトリアスを拠点でございますので、篠栗までの道のりでありましてけれども、その篠栗町との協議、定住自立圏構想みたいな協議はなされておられるのか、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

それと、西鉄廃止に伴いまして、今まで2,600万円から700万円出しておりましたお金については、もう出さなくてよいということでございますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回は篠栗への町のコミュニティバスの乗り入れをいたしますので、篠栗町のほうには非公式な形で町長のほうにも打診をし、現在の町の地域公共交通活性化協議会には新宮町の職員さんと篠栗町の職員には委員として入っていただいておりますので、町のほうの協議が確定したならば、正式に篠栗町のほうに申し入れをしたいということでございます。

それから、2番目にお尋ねの西鉄バスに対する現在の負担金については、これを廃止することによってゼロになるということでございますので、その分は新しい町の公共交通に要する費用に充てたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それでは、イコバス関連予算で29年に約1,500万円、30年度の予算で約2,050万円、今年の補正で670万円組んであります。西鉄バスの運転手不足で西鉄の二の舞と申しますか、今まで2,700万円払ってますけれども、そういうふうにイコバスの運転手代になる可能性はないか、その辺についての心配はないかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 路線バスの一部廃止に伴って、今度はトリアスを拠点という形で西鉄バスはトリアスまで入っていただく、これについては一切費用はかかりません、本町です。それ以降については、先ほど言いましたように新しい路線はこれまでのトリアスからJR篠栗までの久山中学校経由、これは今現在の路線バスの運行を代行する路線になると思いますけど、ここには新しい今のポンチョよりもうちょっと大きい中型のポンチョを新規購入します。それと、路線がもう一つ、トリアスから草場経由、猪野、篠栗まで行きますから、このバスは現行のバスを使います。それから、あと猪野ートリアス間のピストンについては、小型の今現在使ってるハイエース型のを1台。ですから、全体的には今の事業全てにかけてるよりも当然路線も増えますので、バス購入等もありますので、運行経費も若干上がりますけれども、先ほど言いました現行で西鉄に2,560万円払ってる分と、このままの現状でいくと、今西鉄が負担してる分も町にお願いせないかんっていう状況がありますので、そういうものをするよりは若干金額が下がっているようでございますので、その辺の詳しいことはまた委員会等でご説明をさせたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いずれにしても、純利をとろうと思うたら金もかかると思いますけれども、なるべく経費のかからないようお願いをいたしたいと思っております。

②に行きますけれども、久山町地域公共交通活性化協議会の進捗状況というのは、先ほど町長が述べられました30年4月9日、4月11日、5月10日、5月18日、ここまでの進捗状況でよろしいんですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それを受けて、先ほど言いましたけど、地域公共交通活性化協議会を2度ほど開催して、先週の協議会でおおむね、このトリアスを中心とした公共交通体系でいくことについて承認をいただいたところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 議会からも活性化協議会のほうには出ておりますけども、なかなか僕らの耳には届かないのが現状でございますので、できるだけ早目に状況をお知らせしていただければと思っておりますのでございます。

3番に入ります。

交通弱者対策でございますけれども、今現在イコバス2台で町内を循環いたしておりますけれども、先ほど来町長の答弁で今度ポンチョの新規購入とハイエースを新規購入で、結局4台で町内を循環して、もちろん篠栗駅までもそれが通るということでございますかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 詳しいことは委員会でしたほうがいいのかと思いますけども、篠栗まで直接行くのはトリアスから久山中学校経由のJR篠栗、それからもう一つはトリアスから草場を経由して猪野、それから山の神経由のJR篠栗、これが直通でございます。現在、町内循環してるイコバスは現行どおりの形でいきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） イコバスの件でございますけれども、高校生はJR土井駅の利用は通学に不可欠でございます。いずれにせよ70番台のトリアス—多々良線の復活について僕は西鉄バスと協議を進めていただきたいと思いますと思っておりますけども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 土井経由のバスだろうと思っておりますけども、先ほどちょっと触れましたけれども、70番系統をですね、今度トリアスまで延ばしたいということで、こちらの申し入れに対して西鉄さんもそれに応えたいという形で今協議を進めています。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それでは、先ほど町長申されましたトリアスー久山中学校ー篠栗駅の件でございますけれども、そのルートの案があるんですけども、トリアスー久山ー篠栗駅のルートはバスの主要幹線と位置づけられておりますけれども、乗り継ぎが便利じゃないとなかなか利用者も増えないと思っておりますので、乗り継ぎ等のアクセス等は大丈夫か、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 西鉄と協議しながら今回トリアスを拠点として西鉄さんと連携をしようということをしてますので、当然ながら極力乗りかえの時間等についてはスムーズにいくようなバスの時刻、そういう形を詰めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 先ほど来より西鉄バスの運転手不足の説明を受けております。イコバス、また今後車を2台購入されると聞いておりますけれども、運転手の確保は大丈夫ですかね。それについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 運転手不足は本当に深刻な状態にあるということをおられますので、西鉄さんとしては町の運行バスのほうに西鉄の職員を引き抜かないようにという、そういうお話があったんですけども。コミュニティバスについては、現在運行していただいているバス会社と運転手の確保についてはきちっとするようにお願いしてるところでございますし、またぜひ町内のコミュニティバスの運転手さんについては、町民の方にそういう希望があれば、いろんな資格取得から指導はさせていただきたいということでございますので、町内の方にも今後呼びかけていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、⑤に行きます。

最近、高齢者の運転事故が多発しております。高齢者の運転免許証返納についての対策はあるのか伺いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） いわゆる今回の町の公共交通、従来よりも西鉄路線が一部廃止になりましたけれども、内容としては乗りかえという形でご不便をかけるのもあるんですけども、便数としてはまた隣のJR篠栗との連携、それから新たな70番系統が久山に来るといった、27Bに加えてということをお考えますと、公共交通の充実を図ることになります。これは、今おっしゃってる交通弱者の方、高齢者とか、そういう方たちの利便性を高

めるために、非常に人口の少ない町ですから乗車率というのは費用対効果についてはちっちゃいかもしれませんが、全体的なそういう福祉サービスを考えると充実していく必要があるなということで力を入れておりますので、こういうことによって高齢者の方が高齢になられて運転免許証を返納しやすい状況を作っていく一つの手段となるんじゃないかなと考えております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今後ですね、西鉄バスもトリアスを終点に動くということでございますけれども、ぜひ70番の復活に向けて一生懸命交渉に当たっていただきたいと思っておりますのでございます。

次、2項目めに入ります。

山田小学校駐車場のフェンスについて質問をさせていただきます。

幼稚園のための駐車場施設は必要だと思う。しかし、フェンスの高さが余りにも低い。山田小ではグラウンドで子どもたちが遊び、ボールを蹴ることもあり、土、日曜日等は少年サッカーの練習や試合があっている。ボールが車に当たる心配があります。フェンスを高くする考えはないか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、教育長のほうから現状等についての報告をさせたいと思いません。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） けやきの森幼稚園の建設に当たって、幼稚園また小学校の保護者等の利用のために駐車場が必要となりました。そこで、駐車場のフェンスについてですけれども、機能性や安全性、そして景観の視点も少し考えながら検討し、設置をしております。体育の授業や遊びなどで児童が利用する運動場ですので、学校の意見も伺いながら、これくらいの高さであればボール等が入ることはないだろうという、そういう見込みをかけながら1メートル50センチの高さでフェンスを設置しております。完成後は学校内で児童に注意を呼びかけたり、遊びの様子を見守っていただきながらしてあるところですが、全く問題はないという報告を学校側から受けております。遊びとして使うボールとしてはドッジボールやサッカーボールなどで、思いっきり蹴ったり投げたりして遊んでいるということで、危険な状況にはないというふうに伺ってるところです。そういうことで、現段階ではフェンスの高さを高くすることは考えておりません。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 以前、中学校のグラウンドのフェンスが低いということで質問をいた

しましたが、その後、3メートルほど高くなっております。現状のままで子どもが蹴ったボール等が車に当たった時、事故が発生した場合、責任は誰が持つのか、町が持つのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 学校の教育活動でそのような事故が起こった場合は、学校の責任が発生して、最終的には設置者の町に責任が及ぶというふうに考えております。土曜日や日曜日に運動場を借用して使用している団体が起こした事故については、団体の自己責任ということになりますので、利用申し込みの際に注意をするように説明をして、団体が例えばボール等が車に当たるとかということがないように、また万が一そういうことがあって、責任が生じたときには団体に責任が及ぶということを説明し、理解をいただいているところです。

現在、グラウンドを使用しているときには利用団体の方々は小学校側、それから幼稚園側に車を駐車するように配慮をして、できるだけ運動場側といいますか、サッカーゴールを置いてるところですね、あそこのほうには車を駐車しないように、そういう注意を払われているという状況です。現在まで利用団体から改善の要求とか要望等が上がっておりませんが、今後、駐車スペースを十分に確保するというのも必要ですので、斎宮とグラウンドの間に道が少しあるんですが、その道路を整備しながら、駐車スペースも若干確保して、そういう球技等でグラウンドを使用する際の安全確保には努めていきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 主に土曜、日曜日にサッカーの試合があっております。他町から見られる方で結構車の台数も多いようでございますので、子どもたちが伸び伸び遊べるように、ボールを蹴って車に当たった場合の責任がその団体にあるというのはいかがなものかと私は思っておるところでございます。できるならあと2メートルほど上げれば、子どもたちも心配せんでいろんな大会に臨めるんじゃないかならうかと思っておるところでございますので、そういうのは十二分に仮に団体からの要望はなくても町のほうでそういうことをすればできることでありましようから、何とかご尽力いただければと思っておるところでございます。それについて再度、教育長、答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、教育長のほうから説明しましたように、あくまでも学校でございます。学校施設で子どもたちが授業する部分について、そういう事故とか危険が起きないように設置するときから校長先生と協議して、1.5メートルならば子どもたちのボールを

蹴る、あるいは方向を変えてやれば、きちっと安全性は保てるということで。一つには、校舎の景観というのも考慮しなくてはならないし、当然、駐車場に車があれば、それに注意して遊んだり、あるいは授業をやるのが一つのやっぱり教育じゃないかなと私は思いますので、子どもたちが使ってる今のサッカーボールとかドッジボールあたりでの事故等は発生しないと思ってますし、万が一あったときは町で対処したいと思っております。

それから、部外者の方が土日あたりに使われる場合は、これも当然、学校施設を目的外で使用していただくわけですから、十分それには配慮して使っていただくことが基本じゃないかなと思いますし、議員がおっしゃった中学校は確かに高さを改善しましたけども、これは中学生が蹴るサッカーボールというのは、まだ力が強いし、周辺に町道があって、そこに非常に飛び出すことも、行き交う車もあるし、これはやはり車の事故あるいは人身事故等、大きな事故が発生する可能性があるということでフェンスを高くした経緯がございますけれども、小学校については今教育長が現状を言いましたように、利用されてる方からも、そういう声は上がってないし、今の現状でしばらくさせていただきたいと思いません。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、2番目ですね。

フェンスの高低は、伸び伸び遊ぶことができるか、子どもたちの遊びと関係があると思う。教育長の考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今の子どもたちはなかなか外で遊んでいるのが見受けられなくなりました。私たちが子どものころは先輩それから下の子どもと一緒に野山を駆け回ったり、公園で走り回ったりして遊んでいて、そういう野外で遊ぶ、集団で遊ぶということからコミュニケーション能力とか心とそれから体の成長が培われているのではないかなと私自身は思ってます。自分がそういう遊びを通して育ってきたということもありますけれども、今は本当に子どもは外で遊んでおりません。学校外での遊びがなかなか外で遊べないという状況であれば、せめて学校教育の中で休み時間や体育で運動場を駆け回って、また休み時間には友達と一緒に遊ぶことが大事だなというふうに思っています。

山田小学校は小規模校でありながら広い運動場で伸び伸びと子どもたちが遊べているのではないかなというふうに思います。繰り返しになりますが、駐車場のフェンスによって子どもの遊びが制限されているということはないということです。ぜひこれからも伸び伸びと遊んでほしいと思ってるところです。安全の配慮については、引き続き子どもの活動を見守って行って、必要に応じては安全指導をしていきたいというふうに考えており

ます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 教育長も申されましたように、今、本当に外で遊んでる子どもたちは少ないと私も感じております。唯一久原小学校のグラウンドでやってる軟式野球、チームのね。それから、山田小でやってるサッカー、これに加入してある久山町の子どもたちは私は将来を担っていく久山町の子どもたちだと思っております。ぜひ伸び伸び遊べる環境整備を少しの資本で伸ばせるならば、私はしっかりそれも含めて今後検討していただきたいと思っておりますし、安心して子どもたちがボールを蹴って遊べるようにグラウンドのフェンスを高くしてほしいという声も、これも保護者の願いでございます。ぜひしっかりその辺も含めて検討していただきたいと思っておりますので、町長、再度答弁をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 当然ながら安全管理には、これからも十分配慮していきたいと思えますし、議員がおっしゃるように伸び伸びと子どもたちが遊び、運動ができるように、そういう意味では山田小というのは本当に広いグラウンドを持っていますので、現状では先ほどから教育長が申してるとおりでございますので、今後また見守っていききたいと思います。

（5番松本世頭君「終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 次に、6番本田光議員、発言を許します。

○6番（本田 光君） 質問事項それから質問の要旨、長々と通告しておりますが、これは答えやすいように書いたつもりでありますから、簡潔に内容の重みがある答弁を求めたいと思います。

自治体の窓口業務・事務事業はアウトソーシング推進事業や地方独立行政法人制度の導入ではなく自治体本来の責任をというタイトルをつけておりますが、自治体の窓口業務・事務事業などアウトソーシング、外部的民営化事業が近隣自治体でも進められております。すなわち、自治体構造改革の一環として、自治体がこれまで担ってきた公共サービスを広く民間に開放し、株式会社の参入を、そして事業を得て競争する自治体の市場化、民営化であります。行政改革という関係は、かつて本町も行政改革の一端を担ったことがあります。自治体の市場化というのは今までありませんけども、自治体の市場化、民営化であります。自治体が真に地域住民の自治体としての役割を果たしていくことは当然だと考えます。

本町の職員定数は96人となっています。平成30年8月現在、正職員が91人、うち再任用が1人、それから嘱託職員が17人、臨時職員が10人である。自治体の関係者、議員、自治

体職員が住民の願いに応えることも当然であります。自治体は本来住民に対するサービスを提供するという事です。ですから、本町の自治体職員は、それぞれの各課にまたがって精いっぱい仕事をされてるというふうに認識しております。

したがって、久山町の窓口業務・事務事業について、今後アウトソーシング事業や地方独立行政法人制度導入は個人情報保護のところの視点を含む面からしてすべきではないというふうに私は思います。その点、町長はどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 窓口業務等につきまして、アウトソーシング等はどうなのかということなんですけども、私ども基本的には本田議員と同じ考えでおります。

一つは、今おっしゃったように本来自治体の業務は役場職員が職務権限を持って、また知識を持って住民の方にサービス提供するのが一番理にかなった、また本来のサービスだろうと思っています。ただ、人口の多い自治体におかれては、どうしても窓口が混雑して、非常に来客者を待たせる時間が長くなるということで、窓口業務の総合窓口化をしたり、またその職員については民間委託をされてますけれども、個人情報等、それから職務の内容に精通、あるいは職務権限というものがあるわけですから、あまりそれが本来好ましいとは思っておられないと思いますけれども、一つの行政サービスとして、そういう手法がとられてるんだと思いますけれども。

現状の久山町の役場における転入転出者あたりの窓口業務においでになったときの状況を見てみますと、まず混雑もなし、またそういう窓口手続等に関する書式も本町の場合は、町民生活課それから保険、福祉それから教育委員会がありますけれども、全部一本化した様式になってますので、お客さんが点々と、教育委員会には全てこっちが終わって行っていただきますけれども、本庁内における分については、お客さんが動くんじゃなくて、もう職員が町民生活課に近いところに伺って、引き継ぎをして、窓口業務あたりの手続をやってますので、住民の方にとっても来訪者にとっても今の形が一番いいだろうと思っていますので、現在はそういうアウトソーシングについての考えはしてないというのが私の考えでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） アウトソーシングだけじゃなくて、地方独立行政法人制度の導入、これもないんですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今は考えてません。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） いつもお店のようにサービスを提供するところではないから、いつも笑顔でにこにこするようなどころじゃないというふうには思います。しかし、よく僕は他の自治体の役場にも行きますが、どちらかというたら、ぶっきらぼうのところもあります。ですから、本町の職員は限られた職員ですから、ぜひ尋ねておいでになったときには懇切丁寧に、そしてサービスを提供して、住民から久山に行けばこういうことがなされたら、本当に行きやすいところだというふうになるように、本来の自治体のあり方、この点についてぜひその実現をまた強化していただきたいというふうに思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるとおり特に人口が少ない本町あたりは、この窓口業務の仕事というのは直接住民の方とお話する、あるいは顔を覚えたり、覚えてもらうことが非常に大事なことだろうと思いますし、その中に事務手続だけじゃなく、来られた方が気持ちよく帰っていただけるように、極力そういう接遇に関しては、また職員研修として進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今後とも地方自治体のあり方、これがどうあるべきかという関係からしますと、どうしても指定管理者制度やら、あるいはまた一部事務を預けるという関係が出てきますから、ぜひ今の状況を強化しながら職員の人たちも働きやすいような、そして自治体労働者というのは町民全体の奉仕者という立場、それと労働者であるという立場、そして同時に地方公務員という立場を自覚していただいて、しっかりと頑張っていただきたいというふうに思っています。

もうこれは答えは要りませんが、次に入ります。

約12億円、町総合運動公園のスポーツゾーン整備事業は中止をとという件であります。これは、再三議会で質問しておりますけども、今、事業計画書は集中豪雨による新設道路の崩壊、これはちょうど2週間ぐらいほど前に僕は現地に行きました。もう舗装されていない新しい道路が集中豪雨によって崩壊すると。それから、のり面の一部崩壊等々もあっております。今の事業認可は平成31年度までということでありまして、その後のめどはないのではないかというふうに考えられます。補助金の関係ですね。町の一般会計毎年度の歳入財源では、とても無理難題な事業であるというふうに考えます。したがって、6月議会において議案第38号を全員一致、これは那珂川町が那珂川市になるということを前提に条例が改正されたわけですけども、全員一致で可決の福岡都市圏の市町のスポーツ施設を相互に他の市町の住民の利用に供する、この取り決めに積極的に活用すべきじゃないかと

いうふうに思います。本町でいいますと、その福岡相撲場等あたりですね、そこが上げられます。各町には、それぞれの大型公共施設もあります。その取り決めに積極的に活用したらどうかというふうにと思いますが、町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合運動公園につきましては、かねがね本田議員、ほかの議員の方からも事業についてお尋ねがあつてます。

確かにちっちゃい町にしては面積的には大きな面積になりますけども、施設整備するエリアというのはあの中で限られた形でやっていきたいと今進めてるところでございませけれども。ただ、事業認可年度が31年度までということで現在はやっていますので、この認可を延伸してもらえるのかどうかというところと、もう一つは認可申請と同時に、本田議員あたりがよくおっしゃる、当然補助金がつけば、それとあわせて町の財政を使つての資金整備となりますので、急激なこの総合運動公園に集中してということは、やっぱり全体の財政状況を考える必要があるなど、そういうふうないろんな問題が出てきております。そのことは昨今の災害対策とか今回のクーラー関係ですかね、小・中学校。いろんな財政事情がありますので、整備の仕方については十分検討し、協議していく必要があると思いますので、今現在、今度どうするかという形についての事業認可を含めての協議を県と進めておりますので、もうしばらく猶予をいただきたいと思ひますし、いずれもう結論を出してどうするかということ結論する必要があると思ひております。

それから、都市圏での相互利用、スポーツ施設に限らず図書館等についても福岡都市圏の市町村で連携をしてるところでございませけれども、現状正直言つて図書館等の相互利用というのは割と利用されてる件数が多いんじゃないかなと思ひますけども、スポーツ施設については、どうしても所在する市町村の利用で目いっぱいのところがあるように思ひますので、非常に使いにくいのかなということがあります。それで、人口が少ないから競技人口もよそみたいに多くはありませんけど、スポーツを愛好する方たちのそういう施設の整備というのも必要だと思ひますので、久山町に合った形で進めていきたいと思ひますし、議員がおっしゃる相互利用ができるものについては、スポーツクラブのほうにもお願いをしていきたいと思ひます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） とにかく今すぐこの問題に取りかかるという、本来だったら外部評価委員あたりの意見を聞く前に、もう英断を下すというぐらいあつてしかるべきじゃなからうかというふうに僕は思ひます。

そこで、今後、大型公共スポーツ施設が、どういう影響を被るかという関係から見た

ら、財政上も一般会計だけ見ますと、この糟屋郡の一覧表が開会以前に渡されましたけども、一般会計からだけ見ますと一番1人当たりの借金が大きいわけですね、五十数万円。あとの各町は二十数万円というですね。これから先どれだけの1人当たりの借金が、負担が軽くて済むかという点ですね。同時にどれだけサービスが提供されるかという点が問われるわけですけども。

次に入りますけども、町総合運動公園（サッカー場、野球場等々）の事業推進は今後の手続、実施のコスト、関係者とのコンセンサス、ランニングコスト増、来年10月より消費税増の導入は10%に、してもらおうと困るといってもですね、10%への増税する意向等々を考えた場合、莫大な公共投資を伴い、住民要求とはかい離していると思います。今、急がなければならない住民要求は、久山町に住み続けられるための、先ほど来からの議論にもありますように、公共交通、生活交通の確保、それから久原、山田両小学校のプールの改修事業、これはプールとしても退化というか、かなり傷んできております。それから、両小学校、中学校の教室のエアコンの設置、これは3分の1は国が補助をするというふうになっておりますけれども、やはりこれも急がなければならない。それから、中学校の弁当給食ではなくて完全給食の実現、また猪野ダムの周回道路の町道が崩れ、修復工事。これは、昨年7月の集中豪雨で崩れて、今、一方通行になってるところであります。僕も現地を見ました。そしたら、まだ崖崩れがそのままあって、一方通行になってます。担当のほうに尋ねますと、お金がないというふうに言われております。それから、山田小学校の体育館、これはつい最近上山田だけがソフトミニバレーボールの大会がありましたけど、ここでもまた改めて天井を見ますと天井のはく離、これはふきかえ工事が大規模な工事の関係があるんじゃないかと。それと同時に、山田小学校はもう既に三十数年近くたつとるから、大規模改修工事をしなければならないという状況があるというふうに思います。

したがって、町総合運動公園スポーツゾーンの整備事業計画地の豪雨などによる危険箇所の補強対策を施して、同じ糟屋郡の中にある町の中では28億3,000万円使った総合運動公園がありますけれども、結果的にもう平日は閑散としとると。そして、土、日、祭日はまあまあ使われてるけども、そういうランニングコスト等あたりがかかるわけですね。ですから、一町でそういうのをかえるとなると大変な事業だというふうに思います。

そこで、きっぱり中止して、危険のない方法で、どう修復して、場合によれば首羅山等あたりの駐車場あたりも確保できるんじゃないかというふうに思います。目的は違うかもしれないけども、いろんなことが考えられます。ですから、そういうふうにしたらどうかというふうに思いますが、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員がおっしゃるように、いろんな公共施設のこれから維持管理していく上での補修等とか、あるいは災害対策、学校の施設等々のいろんな投資的事業の需要というのは、これはもうずっと永遠に続くんですけど、いろんなものが控えてることは事実でございますので、総合運動公園の事業推進等、これについては当然予算の執行については集中と選択というのをきちっと判断していく必要があります。

総合運動公園につきましては、今の状況で中止するという事は町にとって大きなマイナスだろうと思っております。今、一番上にあります約4万平米の平地、これももう平地として整備し、以前まではサッカー場として開放していたところで、一番町の頂上にある広場でございますので、まずは道をきちっと完成させて、利用については今駐車場とかありましたけど、そういうのも全て兼ねてできるような形もできるだろうし、またどこまでを今の国の補助制度の中でやるのか。また、スポーツ施設については必ずしもそれだけじゃなく、別の資金を活用することも可能ですので、スピードを持ってそこまでやるというんではなくて、きちっとして町として町民の皆さんに有効に活用していただけるような形での整備はきちっとすべきだろうと思っております。ただ、施設の内容については、以前よそあたりでやられてるように大規模な、例えば野球場とかサッカー場とかじゃなくてもっと気軽に使えるような、また特に問題になるのは維持管理費をかけないで利用できるような施設の工夫をしていく必要がありますけれども。いずれにしても、今の状態でやめるのは町にとっては決してプラスではないから、きちっとした形の整備までは、やっていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これから先の日本経済というか、これは相当厳しいものがあるというふうに思います。また、地方自治体の財政もかなり厳しいものが出てくるというふうに想像できます。ですから、税収が一定あるから、あるいはまた本町の免税店のところがあるからといって、そういうところは一時的な現象になりかねないというふうなことも想定されるんじゃないかと。これが恒常的に、じゃあたばこ税あたりでも相当入るということにはつながらないかもしれないというふうに考えます。ですから、この地方財政を見る場合、本来住民の視点にどう立つか、そして先ほど言いましたように町の優先順位はどこにあるか、こういう点に力点を置いて、この町総合運動公園というのは僕はバブル期のときの発想に近いような状況じゃなかろうかというふうに思いますし。先ほど僕は英断という言葉を使いましたが、ある程度はこの英断をして、そして危険のない方向に終止符を打って、どう解決するかと。むしろ後ほど質問します上久原の区画整理事業等あたりに、もっと力を入れたほうがいいんじゃないかというふうに思います。それと同時に、先ほど幾つ

か触れましたように、町民要求の実現のために、これを果たしていくという、そういう責任と役割があるというふうに思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるように税収が今毎年着実に町税が伸びてます。たばこ税あたりは恐らく一時的なものだろうと思っておりますけども、堅実に町民税それから法人町民税も右肩上がりにいってる状況にあることは間違いないんですけども、議員おっしゃるように、だからといって、うちが財政に余裕がある状況ではないということはもう強く認識しておりますので、公共事業については過大投資は、もう絶対すべきじゃないと思っております。また、先ほど久山町民の1人当たりの借金が一番大きいということをおっしゃったんですけど、これは事実であって、ただちっちゃな町で人口が少なくても大きくても町域の面積というのがありますしですね、公共事業というのは一定の同じような形の行政サービスを提供していくと、どうしても人口が少ないと、分母が大きいという形で1人当たりのあれが少ないものですから額が大きくなる。でも、それだけじゃなく、私は久山町は確かに町民1人当たりが高い分だけ公共投資額は大きいんだろうと思っております。町の隅々まで同じように、いろんな上下水、それから道路とかのインフラ整備、全てをよそと比べるわけじゃないんですけど、山間部も中心部も変わらない公共投資をずっと進めてきてますので、1人当たりの投資額が大きいというのは、それだけ町民の方の生活環境については、しっかり充実したサービスができてるんじゃないかなというのは町長としては感じると思いますけれども。そういう公債費というのは、できるだけ上がらないようにしていきたいと思っておりますけれども、本田議員がおっしゃったように財政状況というのをよく考えて、また生活環境重視というのはいくらも当然上がってくると思っておりますので、そういうのを踏まえていろんな要望があつてる公共事業も進めたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 町長は先ほど上水道の話もされましたけれども、今、上水道関係は民間にということで衆議院は通過しておる訳です。これが参議院で継続審議と。であれば、これが国会で通れば当然この民営化という関係も出てくる可能性が十分出てくるなというふうに考えます。そうしたことが全体的にインフラ整備というか、そうした本管の入れ替え関係も含めて老朽化してる。さまざまなこれからの自治体の財政というのは、かなり厳しいものがあるというふうに思われます。当然、後には下水道の関係も入ってくるかもしれませんが、ですから、そうしたときに今町が何をすべきかという点は、本当に住民が主体になる、主軸になるような町政をどう作り上げていくかという点では、僕は総合運動公園は、もうそれこそ危険のない方向でどう修復して、そして、ほかの方に力を入れていただ

きたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員が言われてることも含めながら、これからどうするかという決断は早い時期にしたいと思ってます。今、31年までは認可が出てますので、この分については、きちっと整備をしていきたいと思ってますので、その後についての方向性については、きちっとした決断をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ここでは幾ら論戦しても町長の考えは余り大きく変わってないような感じがします。議員がおっしゃるとおりというふうにはおっしゃるけどもですね。僕はもうここで英断していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

久山町公共交通・生活交通確保の強化を。

これは、1960年代から車に依存するマイカーモータリゼーション社会になり、現在に至っております。このことは公共交通機関の経営を悪化させ、路線廃止や減便による膨大な移動制約者を生み出しており、勤労権、生存権にもかかわってきております。

以前はバスで働きに行っていたが、減便などで働きに行けなくなり、やむを得ずマイカーを持たざるを得なくなったという声を聞きます。実際、一方では経済的にマイカーを持ってない、運転できない人もおります。まさに基本的人権にかかわる問題であります。早速、猪野方面の方から、西鉄バスがトリアスまでしか来んらしいが、名子道方面から猪野の工場団地に働きに行ってるという、これからは本当に交通機関がきちんとされるだろうかという相談がありました。僕はそのときは、まだそれははっきり決まっておられませんよというふうに言いましたけども、そういうもう心配が出てるわけですね。

したがって、久山町地域公共交通活性化協議会、それから県バス対策協議会等あたりについては前者の質問に対する町長の答弁もありましたけども、来年4月1日からと、現行のやり方を久山の方式に変えていくというふうになるわけですが、現状を町長は、どういうふうにとらえておられるんだろうかというふうに思います。お尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 前者の議員の方に答えた内容で大体今の協議会の状況は、説明させていただきました。トリアスを中心として、西鉄バスのJR篠栗までの路線の一部をやめて、西鉄さんはトリアスまで、トリアスから以降は町が全て。路線バスのかわりの運行についてはJR篠栗との関係を一応見直し、また新たな路線を作って、またこれまでの町内循環バス、そういうもろもろを町でやっていく。そういう関係で西鉄と町との連携の交通

体系にいくという、そういう方向でこれまで進んできて、8月29日の協議会で、それから交通会議でそれを了承していただいたという形でございますので、この方針に基づいて、これからいろんな手続が入ってまいりますので、来年の4月1日を目標に進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今は車は1人に1台ずつというような状況であります。車に乗れたらいいんじゃないかというふうな見方もあるけども、車に乗れないようになったらどうするかという、病院通い、あるいはまた買い物、さまざまな目的を達するために、どうそういう交通弱者を救済するかという、これは自治体では、かなり重い課題じゃないかというふうに思いますけれども、それに応えていくということが大事なことだというふうに思います。したがって、先ほどからのトリアスを起点に篠栗駅まで、あるいはまた名子道方面とか、さまざまなことが想定されますけれども、あとは通勤通学、部活などで遅くなった学生さんたちがどういうふうに帰宅するかという関係を含めて、そうした具体的な策をしなければならんんじゃないかと思います。僕自身も経験がありますけれども、かつて72番というのがありました、西鉄バスがですね、土井三つ角。そこまで送ったりしてましたけども、JR土井駅あるいはまた篠栗JR駅裏という点、いろんなことが想定されますけども、そうした交通の利便性をどう確保していくかということをもう少し煮詰めて、交通活性化協議会、あるいはまたそういう交通会議等あたりで煮詰めていただいて、議会の承認を得るというぐらいに構えていただきたいと思いますので、町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 内容についてもう少しということですが、これは全ての方を満足させるような交通体系をとりたくても、これは実際無理でございます。そのためにいろんな町民の方の声を吸い上げて、この公共交通を作り上げてきたわけですが、これは一つの国の支援を受けながら進めてますので、きちっとした法定会議を作って、久山町の公共交通体系を論じてきながら、今現在、先ほど申しましたような方針でいこうということまでに達したわけでございますので、そういう面では十分従来よりも、一部乗りかえという形での不便というのは出るかもしれませんが、一番悪いのは乗りたくても乗るバスが来ない、路線がないというのが一番問題だろうと思いますので、そういうものは全てクリアできたんじゃないかなと思っておりますし、新しい形でスタートしながら、またそういう町民の方の声には応えていくことが必要じゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今現在は2台体制で運行されておりますけれども、目的地まで達するた

めには40分から50分かかるといふふうにも言われております。ですから、確かにいろんな検討課題がありますけども、ぜひもう少し、多少時間があるから、そこで充実した内容に切りかえていただきたいといふふうに思いますし、議会も一緒になって解決していけたらというふうに思いますが、再度、町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町内循環バスについては、2台体制にして随分利用者からも不満の声は消えたんじゃないかなと思ってまして、最終的にはどこかで区切らないかん、費用対効果といいますかですね。これに全てを無制限に事業投資することはできませんので、利用していただく方も一定の負担といいますか、すぐ近くにバス停が来ない、あるいは思った時間に来てくれないというふうな部分もあるやもしれませんが、これまでいろいろ議会とも協議しながら時間短縮を図ってきまして、今度は新たにまた生活路線としてのバスの利便性、特に今回新たにやります草場経由の猪野—上久原路線バスとか新しいいろんな形ができましたので、まずこれについては、ぜひこの方向でやらせていただきたいなどと思ってますし、本田議員さんがおっしゃった点についても、これから細部について協議していきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） じゃあ、次に入ります。

久山町上久原土地区画整理事業についてお尋ねします。

ここが完成しますと400戸弱ぐらいの住宅地になるんじゃないかと。そうなりますと、当然、固定資産税、あるいはまた町民税等あたりが税収として入ってくるという。もう31年近くになってるわけですけども、まず質問したいのは換地処分後の所有権移転登記はできたというふうに聞きます。全てが完了してるかどうかをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原土地区画整理組合による土地区画整理事業でございます。当組合からの報告では全ての表題登記が完了したという報告を受けております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 実際、所有権移転届は全てできたというふうに聞いているけども、実際、まだ残っておりはしないだろうかという方もおられるけども、これは今町長の答弁で完全に終わったとおっしゃるから、そのとおりでいいんですかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 所有権移転登記と若干違いますよね、表題登記というのは。あくまでも区画整理をやって、新しい換地指定が行われると、従来の土地から新しい土地にかかわ

ていくわけですから、名義がですね。従来あったものにかわる土地に全て従前の土地の名義とかが登記されるということで。その中には、例えば債権とかいろいろなものが一緒についてまいります。もろもろの、例えば親と子の所有権移転とかいう形での、だから通常は所有権移転とは言わないですけどね。いずれにしる、きちっと新しい土地への換地登記は全て終了しております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 次、固定資産税の賦課期日は当該年の1月1日というふうに税法で定めています。町長は去る6月議会での質問に対して、使用収益のあるところについては平成30年1月1日からみなす課税を実施するというふうに答弁されました。しかし、それ以前にできて、居住されてきた家屋や土地、アパートについては、税の公平性から見てどう対処されてきたのかお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 上久原の土地区画整理区域内における税の賦課等についてのお尋ねでございます。

当区画整理区域内における建築物、いわゆる住宅等の建物については、収益を始めたところから、いわゆるその年の1月1日現在で、そういう建築等が使用されておれば、現にされておれば、賦課をかけてきております。

それから、土地については、上久原土地区画整理事業においては平成29年11月30日に県知事より換地計画の認可がっておりますので、賦課期日1月1日において使用収益がされてる部分については、賦課期日1月1日において土地区画整理区域全体が換地計画の認可がおりたという行為が行われましたので、一部使用収益されてない部分を除いては全て換地等の使用収益を開始することができる土地について、みなす課税というのを実施しています。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） これはなぜ、こういうことを聞きますかといいますと、個人情報保護条例等あたりがあるから個人名は上げませんが、この30年1月1日以前に居住されてる方がうちの固定資産税は一体どうなっとんですかというふうに聞かれたわけですね。ですから、ちょっとわかりませんと、町のほうに聞いてみましょうというぐらいで終わったんです。そして、同時にアパートには、もう居住されておる。ところが、実際税がかかるとるかどうかという点が非常に不鮮明じゃないかというふうに思いました。実際、30年1月1日以前の関係はどういうふうに対処をされてきたかということを含めて聞いたわけですが、町長から今具体的な答弁はありませんでした。再度答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 事務的なことについては税務課長のほうから詳しく説明させます。

○議長（阿部文俊君） 税務課長。

○税務課長（佐々木信一君） お答えいたします。

平成29年度、先ほど町長が述べましたのは本年度からのみなす課税でございますが、それ以前の平成29年度までの賦課につきましては、上久原区域全体が換地計画の認可が行われておりませんでしたもので、使用収益が開始されている土地、それとされていない土地、または保留地等におきましても不合理等を招くおそれがあることから従前地課税を行ってきたものでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） そしたら、確かに収益のあるところ、それから収益のないところ、じゃあ居住されていて、名義が変更されてなかったかもしれんですよ。そういう場合に、じゃあ課税の対象は誰になるかという。それこそ税の不公平じゃないかというふうに思いますが、そうしたことが本町の区画整理事業の中で実際、国の責任だけにしたらいけないというふうに思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 税務課長。

○税務課長（佐々木信一君） 先ほども触れさせていただきましたけども、仮換地の指定が平成12年から29年度まで行われておりました。仮換地の実態につきましては、指定を既に受けられたもの、また使用開始されてあるもの、あるものについては従前からの所有者がなお依然として継続しているもの、さまざまな状況がある場合が考えられます。その場合におきまして、仮換地の指定があったことのみに基づいて、指定があった日から一挙にこの規定をみなす課税するということにつきましては、かえって不合理を招くこともあるので、具体的な運用につきましては配慮して措置をとるように県のほうからもご指導をいただいているところでございましたので、本年の換地計画の認可があったことをもって全体が換地が完了したとみなして、みなす課税を行ったものでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 何かいま一つわかりにくいような状況であります。しかし、税の公平さという立場は、かなり重みがあります。ですから、ぜひもう一度見直すかどうか対応していただきたいというふうに思います。

次に入ります。

昨年3月議会での質問に対して、組合が持つ保留地を処分するところに来ているけども、今思うように進んでいない。また、組合保留地を町の保留地の早く売れる場所と変更

してほしいとの要望があつてるといって町長が答弁されました。もちろん入れ替えを行う場合は土地の評価を換算して行くと町長が答弁されました。

町の保留地は町民の共有財産であります。組合保留地のどこに入れ替えたのかと今まで聞いてもなかなかおっしゃられない。議会へぜひ資料提出を求めたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 組合の保留地については、当初はいろいろ処分の関係で区域内にある町有地と組合が持つ保留地の入れ替えを行ったことがあり、それは議会のほうにもきちっと説明してきたところでございます。最終的に議会のほうにきちっとどこどこを交換してやったとかいうことを報告した以後は一切交換等は行っておりませんし、保留地については全て処分されてる状況でございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 実際、組合が持つとる保留地ですね、それと町が持つとる保留地、それと交換というふうに、かつて言われました。そうした関係のところと入れ替えた、これは当然評価換算してからというふうにも答弁されました。今まで僕たちがもらった資料からしても、全然どこと交換したのかというのが、ほとんどわからないという状況であります。ですから、再度どこと交換したのか資料の提出することを求めたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 説明はいろいろ何回か行って、議会のほうにも了解をいただいて、いわゆる組合の保留地として換地されてる土地と町が換地されてる土地の場所の交換は当然評価をして、その評価に基づいて交換をしたということで説明してきたと思います、図面もあわせてですね。それ以後の交換等はやっておりませんので、当時のことをおっしゃつてるのであれば、再度またお尋ねになっていただければ説明はできるとは思いますけどですね。以前、委員会等だと思いますけど、説明した分についてのなかなか保留地が処分できないなというところで、組合からのそういう要請に基づいて、事業推進のために入れ替えを同額評価でやりたいということで議会のほうにちゃんと説明して、それ以後の交換はあつていないというところでございます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 議会に承認を得たとか、あるいはまた委員会に資料を提出したと町長はおっしゃるけども、正直言うて具体的な内容は、もらったような記憶はありません。それで、再度提出を求めたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） だから、具体的に言っていただければですね。全くないということはないでしょ、ずっと説明してきて、あそこの大藪のところにある町有地の分と組合の保留地分とも一部交換をさせていただきますということで、ちゃんと説明をして、組合とのやりとりをしてきたわけですから。その資料がないと言われるのはあれなんですけど、別にそれは、ちゃんと説明ができると思いますので、職員のほうに指示したいと思います。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 委員会は議決機関じゃないんですよ。この本会議は議決機関です。ですから、委員会にはあくまでも説明資料として出される。一定はもらってますけれども、それを見た限りではわからないから質問しとるわけですね。ですから、ぜひそれを再度出していただきたい。組合保留地と町の保留地をどういうふうにしたか、交換したのかですね。その点を聞いとるわけです。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 資料提出は構わないと思いますけど、交換について議決するとか、そういう内容ではないと思いますので。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） ぜひ資料提出を求めます。議長、よろしいですか。

○議長（阿部文俊君） はい。

○6番（本田 光君） 次に入ります。

2018年度、平成30年度ももう既に6カ月余となっております。久山町上久原土地区画整理事業の全てが年度内完了、収束できるというふうにお思いでしょうか。これからいろんな完了前の工程があります。そして、清算金等あたりのことも組合としてはあります。そうしたことを含めての完了、収束が来年、31年3月31日、30年度ですね、これで完了ができると思われてますか。町長にお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 完了の時期につきましては、これはあくまでも当組合の事業でございますので、最終的に解散に至るまで、いろんな清算金の問題とかですね、いくつか処理せないかん事項があるとは聞いてますので、私のほうでいつごろまでに終わるといことは申し上げることはできません。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 時間の関係上、簡単に言いますと、この収束に至るまでの工程と、そして町長が組合施行だから組合がというのはわかるんですよ。しかし、いつも連携をとり

ながら、どう組合の方たちに迷惑をかけないような方法で収束していくかと、不利益になるようなことは絶対すべきじゃないというふうに思いますし、常時、連携をとりながら対応策をとっていただきたいというふうに思うわけです。ですから、いや、それはもう組合のことだから俺は知らんばいというふうにならないように、町もかつて集落整備法という法律のもとで当初出発して、そして上久原区画整理事業が経過してきたわけですね。ですから、そういう町の責任、それから都市計画法という法律と合わせても、当然町の一定の責任はあるし、ぜひ町の一定の責任を果たして、収束に向けての対策をとっていただきたいというふうに思いますが、町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう当然のことながら町も、管理指導は本体は福岡県ということになりますけれども、常に組合それから県と協議しながら、一日も早い収束を願って調整をしておりますので、今後もそういう形で進めていきたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） それから、最後に言いますと、これから集会所、あるいはまた町がしなければならぬ公共事業がたくさんあるわけですね。そういう事業等あたりがもろもろありますし、ぜひそういうところにも力を注ぐ必要があるんじゃないかというふうに思いますし、当然、いつ、いかなる場合が想定外ということがあつた集中豪雨等あたりの対応策もあるんじゃないかというふうに思いますし、そうしたことを含めて対策を講じる必要があるんじゃないかと思えますが、最後の質問に対する町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まずはですね、もう30年近くなるわけですから、いろんな集会所等の問題もあるとは思いますが、まずはこの事業を終結させることが先決だと思つてますので、そちらのほうに全面的に力を入れていきたいと思えます。

（6番本田 光君「終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時07分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 私は地域活性化ゾーンである原山、石切、草場地区について、それか

ら空き家対策について質問いたします。

平成27年度から進めていました久山ヴィレッジ構想、水面下で進められておりまして、なかなか途中でも説明がない中で今回断念、白紙になったということでございます。その間の経過及び理由についてお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お尋ねの地域活性化ゾーンの久原本家グループによる久山ヴィレッジ構想開発事業について、これまでの経緯を簡単に概略で説明させていただきます。

このたび久原本家グループでは、本町の活性化ゾーンであります猪野、藤河地区の町有地の場所に同会社が計画します食のテーマパークと言われるような食文化の発信基地となるよう、また町の活性化に資するということを目的としてプロジェクト開発事業を計画されました。元来、久原本家では、今現在中久原集落にあります茅乃舎総本店の移転を含めて事業展開をしたいということは前々からおっしゃっておられました。それと同時に、創業の地である久山町で町の活性化に資する事業を久原本家としてぜひとも実現させたいと、これは当初から河邊社長がおっしゃったことであります。そういう経緯の中で平成27年度、久原本家は久山町の山田、石切地区の地域活性化ゾーンの一部で久山ヴィレッジ構想の開発事業を行いたいという申し出がありました。平成28年度から久原本家と町で地区計画決定に向けての個別協議を開始し、計画地の事前調査のため、平成28年7月11日から9月30日までいろいろ現地への立ち入り等を許可したところでございます。等々のそういう事前の協議をしながら、最終的に平成29年5月29日に久山町有地の土地売買について仮契約を行ったところでございます。地籍は3.65ヘクタール、金額は2億4,312万2,000円という形で仮契約を行い、29年議会6月定例会に土地の処分議案を上程し、可決をいただきました。これによって、本町では市街化調整区域における開発等については、開発手続等がまずは地区計画の設定、そして都市計画上の開発という申請に伴ういろんな手続等諸協議を行うことが必要でございますので、町としましても全面的に開発がスムーズにいくように協力しながら、県との都市計画課との地区計画決定に向けての協議、または庁舎内での関係部署との開発に伴う関係協議も積極的に行っていたところでございます。久原本家も大手ゼネコンに計画を依頼され、ヴィレッジ構想について社内に専門部署を設けながら、これまで進めてこられました。随時そういう開発手続等についての諸問題については連絡をとり合いながら、庁内でも協議しながら、また県の都市計画課と町職員も随行するようなことがあったと思いますけれども進めてきましたが、残念ながら平成30年7月2日に河邊社長から私に対して、構想について、大変申し訳ないけれども、ヴィレッジ構想事業の計画の中止を考えさせていただきたいという報告をいただきました。町としては非常

に期待していた事業だけに、また本町の都市計画マスタープランでも地域活性化ゾーンという形で位置づけてるところであり、これからのまちづくりの理念に沿うような開発の事業内容でありましたので非常に期待しておったんですけども、そのような残念な申し出を受けまして、平成30年7月18日に、このことについては県のほうにもご連絡し、また正式に会社からも県のほうに報告をされた経緯がございます。

以上が経過ですけども、また理由については久原本家から正式に7月10日付で事業計画中止の報告を受けております。いいですかね、理由まで。

(7番阿部 哲君「理由も」と呼ぶ)

理由書によりますと、町の地域活性化ゾーンでの政策を具現化するための重要な地域であることから、久原本家としても将来50年、100年にわたり永続する事業となるよう十分な検討を重ねてきましたけれども、事業の永続性には広域商圈より顧客を集客するための魅力ある建築や環境などのインフラ投資に加え、充実した施設面などが不可欠となるということから、多方面から検討されたところですけども、しかしながら昨今の大幅な建築コストの上昇や直面する人材確保難、IT化による顧客行動の変化など、この2年間で経営に大きく影響を及ぼすレベルの環境の変化が生じてきたこと等から、社として十分に検討した結果、本計画が永続性を担保できない事業であるとの社内としての判断に達し、地区計画認可前の時期にやむなく開発計画の中止を決断しましたという、こういう理由でございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今、経過とあわせて理由も説明がありましたけども、実際、ああ、そうですね、残念でしたということにはならないんじゃないかならうかと思えますし、また平成27年から進めておった、このヴィレッジ構想、この石切地区の企業誘致的なものは宙に浮いたような形になっていこうと思っております。

今、町長言われました企業からの理由ということで、充実した施設運営などが不可欠とか建設コストの上昇、それから人材、雇用とかいろんな形でですね、それが27年からこの間の中で考えられなかったのかと。この契約の解除においても、久山町そのものが建設事業を運営する必要な行政の許認可が得られなかった場合はということもあるし、それは町長の話では今のところ町のほうにはないんじゃないかならうかと思えます。それで、乙のほう、企業のほうにつきましては、不測の事態が生じたときというのがありますが、本当にこの今言われた理由がそれに値するものかどうかは、今は、ああ、そうですねという形にはならないんじゃないかならうかと思えます。そういうことで、今ここでそれがいいとか

悪いとかいうことではなくて、実際に契約書上のいろんなことの細部の確認だけは町のほうでしていただきたいと思っております。これについては、これ以上の話はもうなかなか難しいと思います。

次に、2番目でございますが、この久山ヴィレッジ構想について、先ほども町長が言われました3.65ヘクタールの一部土地の売却済みということで今企業のほうに売却しております。これにつきまして、今後どのような形で考えておられるか質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この事業の土地は、土地の売買契約の中に久原本家の久山ヴィレッジ構想に供する土地として土地の売買を行うという条文がありますので、基本的に久原本家から事業中止という申し出があつてますので、町のほうに買い戻しをすることを基本としたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 買い戻しそのものも高い金額でございますので、いつの時点かというのは企業側との協議はできておるのでしょうか。その辺はいつごろになるのか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 買い戻しについては一方的に町側が行うことができる内容でございますので、期間については先方には当面時間の猶予をとりたいということで今通知してるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 買い戻しにつきましては、そういうことで今後協議をしていって、また報告もお願いしたいと思っております。

次に、3番目のほうに移っていきたいと思っております。

昨日、交付税額の関係で久山町が3億7,400万円ということで19.3%、県内でも最も減少率が一番大きな形でございますが、これは本当に税収が今どんどん上がってきております。そういうことでいい形になってると思えますし、昨日の説明の中で財政健全化率も良好な状態にあるということで、いろんな形で久山町は今いい状態であろうと思えますが、根本的に町の財政規模を大きくしていくためにも、この地域活性化ゾーンを活用する必要があるし、また平成27年度の久山町都市計画マスタープランでも土地利用計画の中での全体計画のまちづくりの中でも地域活性化ゾーン、これが140ヘクタールが市街化区域の中でも産業施設用地の開発という形で取り組むという形の位置づけもされております。

そういう中で、地域活性化ゾーンの具体的な構想の策定及び都市計画決定による企業誘致の考え方ということで書いておりますけども、140ヘクタールのゾーンの設定だけでは

なくて、実際に具体的に、どういう形でここを企業誘致できるような体制づくりという形での基本構想を策定する必要があるかと思えます。その辺につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、阿部議員がおっしゃったように、本町の財政運営状況というのは非常に自主財源が伸びてるといふ、そういう形から県内でもトップの地方交付税の減額になったわけで、減額になること自体は本当は残念に思うんですけど、一方で税収のない自治体については、うらやましい状況にあるんだろうと思えます。ただ、これは地方財政制度の、矛盾まではいかないんですけども、今おっしゃったように財政規模を本当は私も大きく早くしたいなと思ってます。ただ、この財政規模が本当に大きくなるには地方交付税を受けなくていいぐらいの自主財源の確保できる町にならないと、なかなか人口規模が1万人足らずでの自治体というのは、そこまで大きくすることは非常に難しい。ちょっとさっきも触れましたけれども、地方財政の国と地方の交付税のやりとりというのは、自主財源が高いところ、伸びれば伸びた分、その8割近くは交付税で減額するという、そういう制度になってますので、これは一つの全日本の自治体の公平性を保つ、そういうある面では素晴らしい制度だと思いますけども、今、議員がおっしゃった、町がまちづくりを自由にできるようにするには、地方交付税に頼らない自主財源のできる町に、ぜひしたいなと思ってます。そういう面では地域活性化ゾーンというのは面積規模の大きなところで、すから、本当にここに産業立地とか土地活用ができれば、私はかなりそれに近づくことができる重要な地域ではないかなと思ってます。そういう意味で、今回ヴィレッジ構想は久原本家のものは一定規模の期待をしてましたけども中止になりましたので、早急にあの活性化ゾーンの今後の土地活用を進めていく上での、もう少し具体的なあの活性化ゾーンの土地利用についての用途を含めて早急に検討し、定めていく必要があるなと思ってます。ただ、議員がおっしゃった具体的なというのがどこまでかというのはありますけれども、ご承知のとおり地区計画を定めようとするとなんか具体的な事業計画とかいうのがありますので、都市計画決定するにはまだ早いんですけども、町の土地利用構想としてどういう用途にするのか、住宅を含めた土地利用をするのか、この地域は住宅にする、この地域は工業的な土地利用としての活性化ゾーンにするとか、そういうものについては、きちっと町で決めた上で開発に向けての促進にしていく必要があると思ってます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長言われましたように、具体的にそういう地区計画が決定できるようなゾーン設定を企業誘致できるような体制づくり、そしてまた久山都市計画から今

度は福岡都市計画に大きく久山町は変わってきております。その中で企業誘致そのもののゾーン設定が、かなり大きくなってくるんじゃないかならうかと思っております。そういうことで、具体的にただゾーンだけを定めることではなくて140ヘクタール、ですから当然原山を含んでの開発整備計画を、基本計画をまず策定されて、進めてもらいたいと思っております。喫緊に久山町で必要なものということで、財政規模を大きくするということが本当に必要だろうと思っております。また、学校施設の空調設備もありますし、プールの改修もあります。それから小学校の大規模改修。それから、道路の保全につきましても、町内の道路整備関係が40年、50年になってきておりますので、全部が道路の今から改修も入ってきます。それから、当然久山町の自然環境保全の中で森林の保全、健康な保全にするためにはお金も要ります。田園風景の確保についても、どうしてもお金が要ります。そういう中で、喫緊にこれを進めてもらいたいし、またそういう具体的な基本計画を持って、県に、そして国に、また企業の誘致に進めてもらいたいと思っておりますので、再度町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 積極的に進めてまいりたいと思っておりますが、今まではこの地域活性化ゾーンの開発に一番大きな障害があったのは、市町村に割り当てられた用途のフレームでございました。今までは久山町単独の都市計画区域という形で久山町に与えられた人口フレーム、そしてそれによつての例えば活性化ゾーンについても、土地利用する場合の工業用地として活用できる面積が、久山町は実はもう満杯状態になってたわけでございます、商業関係も。ですから、これ以上の開発は認められませんよという状態の中で非常に苦慮してたんですけども、議員がおっしゃったように、現在は福岡都市計画区域に久山町の都市計画も一本化されましたので、非常にそのもう、用途フレームの関係では何ら障害がなくなりましたので、早く町のそういう意味では地区計画をきちっと定めれば、いろんな土地活用ができる状態になってますので、議員おっしゃったような形で基本計画を作って、積極的に実践できるものをお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） そういうことで、本当に具体的な形を進めてもらいたいと思っておりますし、次の4番目に入っていきます。

地域活性化ゾーンに関係する河川整備、道路改良、上下水道整備等、インフラ整備の推進という形で、そこの地区を地区計画しましても、それに関係する河川整備ができてなく、また道路改良ができてないという状況では企業誘致ができないと思うとります。今回のヴィレッジ構想も白紙になりましたけども、今それに追っかけるように河川整備は進ん

できておりません。また、道路改良も今年、法線の設定ということで委託料は上がっておりますけれども、具体的にそういう道路整備はまだできておりません。下水道につきましても下流側にやっと来ておる状況でございます。ですから、こういうもろもろのインフラ的なものを早く並行して進めてもらいたいし、河川整備につきましては県事業になってきますので、早急に県のほうにも要望等も進めてもらいたいと思います。それにつきまして、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 活性化ゾーンの開発に当たっての周囲のインフラ等の整備、公共施設の改修ということでございます。

まず、一番大事なのは、あの地域につながる道路整備だろうと思っておりますので、今回道路設計についての予算をいただいておりますので、入札にもう付しましたので、早急に法線確定等について基本計画を策定したいと思います。

それから、あそこを流れる小河内川、普通河川があるんですけども、現在、砂防地域指定を受けていますので、県事業としてやれる状態になってますので、あとは町として地権者等の同意まとめ等が必要じゃないかなと思いますので、そういうことも含めて小河内川の改修事業についてもまた要望をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） そういう関連する部分を早急に形上の中で進めてもらいたいと思います。

次に、5番目でございますが、この久山ヴィレッジ構想がなくなって、今、草場地区の住宅計画がもう進んでおります。もうそういうことで、草場住宅の奥側が今までは久山ヴィレッジ構想の中での住宅ですよ、ということがアピールできました。次、これがなくなったということで、住宅を今度は販売する場合に、じゃあ、奥側は何をできるかということの不安もありますし、また付加的なものが何もなくなります。そういうことで、今後町長はどのような方向で考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場住宅の開発については、本年からいよいよ工事に入っていったわけでございますけれども、確かに草場住宅の開発については、奥のほうでこういうヴィレッジ構想が行われるということは、非常に住宅販売についてもプラスになるなというふうな考えを持ってましたけれども。ただ、草場住宅の開発はヴィレッジ構想と全く別の段階でスタートしたわけですから、これがどうこうという形ではないんですけども、議員がおっし

やるように、たまたまその時期に合わせて久原ヴィレッジ構想があったので、これは大変販売のときには大いにPR効果があるなどは思ってましたが、残念ながら今回中止になりましたので、早急にそれにかわる事業ができることは難しいかもしれませんが、先ほどおっしゃったような、その奥側の道路整備あるいは土地利用が、どのような形で行われるかという計画といたしますか、構想を発表できるだけでも大きな効果があるんじゃないかなと思ってますので、まだまだ草場も時間がかかると思いますが、できるだけそれに効果が出るような形で、こちらのほうも進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今、町長言われましたように、奥側の基本構想的なものを早く作ろうということで、住宅を売る場合でも奥はこういう計画ですよと言える状況を早く作っていただきたいと思っております。

次に、空き家対策について質問いたします。

空き家バンクの状況と、農業振興として農業を希望する移住者への空き家等の優遇措置についてお尋ねいたします。空き家バンクの状況ということで、まずそちらのほうをお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 経営企画課長のほうから状況等について報告をさせます。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 空き家バンクの状況についてご説明いたします。

現在のところ町単独での空き家バンクの創設はいたしておりません。理由としましては、空き家を貸したいという所有者は災害被災者を対象に貸したいとの意向がございます。その1軒のみの状況であることから、貸し手が不足しているためでございます。

このような状況でございますから、今後、貸し手が増えれば、町単独での空き家バンクを創設したいと考えておりますが、当面の間は福岡県が設置した空き家バンク制度の活用を考えております。この制度は、福岡県と宅建協会と市町村が連携し、空き家の利活用を促進するための取り組みでございまして、宅建協会が運営する住宅情報サイトふれんずとリンクし、仲介を行うものとなっております。町単独で行うよりも広範囲に効率よく情報発信できるものではないかと考えている次第です。こちらへの登録状況を踏まえ、町単独のバンクの設置をしてもよいのではないかと思います。また、補助金の創設につきましては並行して検討していくこととなりますが、補助金の考え方といたしましては、基本的には利活用を推進することを目的としました補助金と考えており、空き家バンクに登録された物件に対するリフォーム等の補助金の交付となり、その対象者は物件所有者または物件

管理者となるのではないかと考えております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 空き家バンク的にはないということですが、以前から久山町の空き家状態を調査されてるということでお聞きしております。しかしながら、実際に空き家があっても、その所有者が誰かということは個人情報関係がございますので、なかなか個人としては聞ける状況ではございません。その辺を町のほうで把握をしていただきたいし、なかなかその状況がまだできてない状況だと思っております。

私はこの中で農業振興としてということで上げております。というのは、農家住宅で稲屋があって母屋がある、そういう方たちが新しく家を建てられた方が結構おられるんですね。ですから、そういう農家住宅がそのままになってるところとか、そういうのを農業希望者なりに農地も一緒に使ってもらう形の移住とか、いろいろなことが考えられるんじゃないかならうかと思っております。今、久山町内をずっと見ておりますけども、遊休農地が、私個人的なものかもしれませんけれども、多く見えてきている状況ではなからうかと思っておりますし、また農業法人化もなかなか今進んできてない。だからそういう中でも、店舗的な利活用のほうは、今いろんな形で町のほうでされておりますけども、農業的な利活用のほうも一緒に並行して、ただ課のほうが田園都市課になるものか魅力づくり推進課になるものか、それはわかりませんが、その辺の役場の中での連携をとりながら活用していくということは、町長はどうお考えでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 空き家問題については、本町もやっぱり取り組んでいく必要があるなということで、全ての空き家の調査についての実施はもう終了して、現在、情報等については役場のほうで把握してるところでございます。

ただ、問題はその利活用なんですけども、まずは一般的な空き家の利活用について、基本は個人財産ですから、所有者の方が貸したくないとおっしゃれば、もう手の打ちようがないんですけれども、現在のところ1軒だけあるということですので、今の段階では町のほうでは町のバンク制度そのものを単独で作り上げるんじゃなくて、もう既に県がそういうバンク制度を作っておられますので、そこに県と連携すれば、久山町の空き家の所有者から誰かに貸してもいいよということであれば、そちらのほうに登録して、窓口は町は町でやっていくという形。ですから、当面はそれでやんなさいということをおも指示してま

す。

ただ、要はたくさんある空き家の中でまだ1軒しかないというのは、どんな活用をされるのか、あるいは権利関係の問題とかが不安な方が大半じゃないのかなと思っておりますので、

その辺のところの具体的なPRを県と空き家バンクの提携を結んだとしても町は町でしっかり空き家の人にPRする、あるいは必要なときは直接空き家所有者等にも需要があれば連携をとるということは必要だろうと思っております。特に一般の空き家をですね、特に農家住宅なんかが多いのかもしれませんが、他自治体のやり方を見てるとやっぱりどうしても、そのまま貸すということはあまり、借りるほう側もなかなかおられない。ですから、例えば若い人たちが久山みたいところに住みたいということであれば、一部改修をした形で空き家バンクに登録する、そうすると借り手もまたあるという。その改修する費用を町として補助しましょうとか、そういう制度は今後考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。

ですから、そういうことが一つということと、もう一つ議員が言われた、久山町は遊休農地とか人に貸してもいいよというような農地がだんだん出てきてるんじゃないかなということがあります。現実には久山でハーブ園をやりたいとか農業をやりたいんだけど、何かそういう農家住宅の借りれるおうちはないですかというような案件も1、2件あっておりますので、それはあくまでもいわゆる空き家の活用として、バンク制度としてそういう申し出があれば、それを受け入れるような体制を作る必要があるなど。ただし、それはあくまでも経営のほうでの空き家バンクの中で申し出を受けて、農業をやりたいという人であれば、今度はもう一方で久山町で農業をやりたい方については、住宅を借りたい方に対して農業政策上での支援制度というの、これはこれで作る必要があるなどと思っております。そういう形で、要はどこに行けばそういう形がきちっと町外の方でも、あるいは町内の方でも相談できるかという点をしっかり広報できるような体制をとっていきたいと思っておりますのでですね。基本的には空き家については経営企画課のほうで全部情報を持っておりますので、空き家についての申し出、貸し借り等については、そちらのほうできちっとやって、その中で農家住宅の空き家を希望された方については、それについて今度は農政のほうとの連携をとりながら進めるという。

いずれにしても、今現在はただ空き家調査をして、これだけの空き家がありますよ、だけど貸される人は1軒しかおられませんからという状態でございますので、まずは県の空き家バンク制度に加入して、そして町は町でそういう制度化を進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 本当に今私が思っていることを町長が今言われた、そういうことを表に出してもらいたいわけですよ。ですから、その関係が経営企画課が表になって、実際に担当するのは農政であり、観光の部署であり、農政の関係でいくと農業的にはこれだけの助

成が出来ますよ、リフォームはこれだけ助成が出来ますよという形を表に出して進めてもらう必要があるんじゃないかなと思うとります。今、久山町の総合計画の後期基本計画の中でも空き家対策をもって人口増的なものの分を位置づけされてます。ですから、本当に具体的に久山町として、どういう形で受け入れが可能ですよとかいうことを例示、またバンク制度も活用もありましようけども、そういうことをまず久山町が表に出さないといかんかなかなと思うとります。そういうことで、具体的に整理されまして、表にそういうことで久山町は受け入れますよということを進めてもらいたいと思います。最後の質問です。よろしくをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ぜひそういうわかりやすい形をとっていきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 次に、8番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 今日の質問は、1つに小・中学校にエアコンの設置を、1つが避難訓練の実施を、最後にハブステーション、拠点となるバス停の設置をということで3点の質問をいたします。

まず、小・中学校にエアコンの設置をということで質問いたします。

8月9日の臨時議会で小・中学校空調設置工事設計業務委託料として1,100万円の補正予算が可決されました。町長のその時の答弁では、エアコン設置は国の補助金があれば実施するとのことでした。補助金は大事な財源でございますけれども、国の補助金も全国一斉に要望が上がるため、厳しい面もあるとのことで、町長も国へ陳情に行ってもらっていますが、ここで町長にお尋ねいたします。

現在の国の状況と見通しは。また、国の補助がなければエアコン設置は取りやめとなるのかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公立小・中学校にクーラーを設置する件につきましては、皆さんも報道等でご承知の点があるんじゃないかなと思っておりますけども、今年の猛暑によって国もこれは災害だととらえるということをお房長官が発表されました。そして、早急に全国の小・中学校にクーラーの設置ができるような予算措置を施すという、そこまで明言があつてのが国の状況です、政府としての見解が。ただ、かなり大きな予算でございますので、実際は財務省と今度は文科省のいろいろやりとりがあるんじゃないかなと思いますけれども、それにしても政府としてはその予算を確保するということをお言っておりますので、予想としては、ちゃんと申請すれば受けてもらえるかなというものは持っております。確定的

な情報としては来てませんが、今年度内に秋ごろ補正予算を施すということもあるようでございますので、町としては早急にこの前、臨時議会も開いてもらって、その準備のための予算、設計予算をいただいておりますので、追加の補助要望があったときには、すぐに出せるんじゃないかなと思ってます。基本、本町でも1億数千万円ぐらいの事業予算になると思いますので、ぜひ、そういう国の補助制度の中で実施したいと考えております。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 再度お尋ねしますが、気になるところなんですけれども、国の補助がなければエアコン設置というのは無理だということでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 無理とかいうより、まだ仮定の話になると思いますのでね。私はできるとは思ってますけれども、1億円以上の財源が必要なわけですから、基本単独でやるというのは町のいろんなほかの事業を考えた場合、好ましくないとは思ってます。でも今の段階ではもうつけるということを国は言ってくれていますので、つかなかったらどうするのかということまでは今のところは固めておりません。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 8月9日の臨時議会の翌日の新聞にも、この補正の件が掲載されました。来年からエアコンを設置するとの文言でしたけれども、あれを見た親御さんたちは来年には設置されるものと思われています。臨時議会でも賛成意見をさせていただきましたけれども、30年前の1980年代の7月の10年間の平均気温は26.6度です。本年も入れて2010年代の9年間の平均気温は28.1度と1.5度も上昇しています。また、8月の1980年代の10年間の平均気温は27.2度でしたけども、2010年代、本年度の8年間の8月の平均気温は28.8度と平均気温で1.6度も上昇しております。この天候は、異常気象ではなく、例年の暑さとなってきていると思ってます。最近、岐阜県の病院でもエアコンの故障により6人の方が亡くなり、病院は業務上過失致死ではなく殺人罪に問われています。エアコンも昔はぜいたく品でしたけれども、子どもたちの命を守る大事な道具となってきております。もし補助がつかなくても、ぜひとも自主財源を使ってでも子どもたちの命を守るんだという意気込みを持って取り組んでいただきたく切望いたしますけれども、町長の答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員おっしゃったように、まさにもう、この猛暑は子どもたちの命にかかわる状況になってますので、そういう思いで万全の態勢をもって臨みたいと思いま

す。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

続きまして、2番目、避難訓練の実施をということですが、昨年7月の九州北部豪雨、今年7月の平成30年7月豪雨、西日本豪雨ですが、大きな災害が起こる中、7月6日、久山町にも避難準備情報から避難勧告が発令されました。私も猪野区のかみじ会館が開放され、区長と一緒に詰めておりましたけれども、20名ほどの方が避難されてきました。猪野の区長も今年かわられたばかりで、私も恥ずかしながら初めての体験で、何をどうしてよいものか全くわかりませんでした。町としても平成23年10月、7年前になりますけれども、以来避難訓練を実施されておられません。そういった迷いを払拭するためにも町が主導で避難訓練の実施を行うべきではないかと考えますが、町長の考えをお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、取り組みについて総務課長のほうから説明させます。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（實淵孝則君） お答えいたします。

さきに行われました議会と区長会との懇談会におきまして、いろいろなご意見をいただいております。

これらのご意見を参考にいたしながら避難所運営マニュアル作成や防災訓練の実施等を行っていきたく思っておりますが、この場合にもいろんな条件が出てくると思います。現在の災害につきましては規模、あるいは災害の発生してる場所、それから発生してる大きさ等によりまして、例えば避難のやり方もいろいろ違って来たりしております。そういったものを町と、それから行政区長さんと一緒に検討していくような形で今後やっていきたいと思っております。9月におきましては、12日の日に区長会がございますので、そのときにある程度うちのほうからの今の気象情報のいろんな資料、それから避難マニュアルの案的なものをお出しして、今後一緒に進めていきたいと思っております。また、これにつきましては、住民の皆さんへの情報の提供が、以前出している分から大分たっておりますので、それから防災マップを作ってからお配りしてから経過しております。そういった面も含めまして、今後自主防災組織と、それから久山町の行政と、そういったいろんな普及関係も含めまして、防災訓練等の実施のやり方について検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これからの取り組みについて、今、総務課長が言いましたけれども、正直言って今日の防災、異常気象等に対応するような、短時間雨量、あるいは予想もしない大地震等の発生に対する防災対策は現状追いついてないのがもう正直なところでございます。いろんな災害のケースがあって、大規模災害のときはどうするのかとかいうのがあって、これもしなくてはならないのは重々わかってるんですけど、なかなかそこまで行き着いてないというのが現状で、今現在、大規模大地震とか短時間雨量の、今発生してるのはもうどこで起こっても今まで経験したことのないというような大雨災害があるんですけども、そういうことを踏まえて久山町の防災計画の見直しを昨年行いましたので、それに伴って一つは、役場の中の防災組織の組み方の変更をしていきたいと思っておりますし、まずは役場の中の職員の行動計画というの、きちっと作りたいと思います。

もう一つは、もう災害を大きく2つに分けないかかなと。これまでずっとあつた大雨とか台風に対するときの防災計画、いわゆる避難訓練、一時避難とかいうのを地域との連携。それと、もう一つは、経験はないんですけど、大規模災害が起こったときの役場の行動計画と地域との連携、そして避難所も当然変わってきますから、そういうのをもう少しシンプルに、もう細かいことまではとても対応できませんのでですね、ボランティアの受け入れをどうするとか、もうこれはとてもじゃないけど想定はできない。ただ、大枠で人員配置の分は想定してるんですけど、終わっておりますけど、まずは災害の規模に応じた形を2つに分けて、町民の方にもわかりやすい防災計画を作っていく必要があるなと思っております。まず第一は、只松議員がおっしゃったように、今大事なのは住民の方が自ら避難をしていただくこと、第1行動がですね。各行政区には防災組織というのを作っていました。避難訓練をされたのは2地区ぐらいしかまだあつてませんけども、これが進まないのは我々も悪かったんですけど、せつかく防災組織を作ってもらってますので、町の防災組織と役場の防災との役割分担とかをきちっと決めて、その協議会を年に必ず行うような形をとりたいたい。そして、地域の防災計画と、例えば一時避難についても地域にお願いする分をきちっと地域にお願いして、情報連絡はどう取り合うとか、そういう備品の問題もあるだろうしですね。もう一つは、役場と消防団とか全部そうなんですけど、一番大事なのは各地区の防災組織をきちっと作っていただいていますので、メンバーもちゃんと出していただいて、毎年定期的な情報交換、会議というのをしておかないと、なかなかいざというときの連携がとれないし、どこにどう連絡したらいいかも、先ほどおっしゃったように避難所に出ていったけど、どうしたらいいかわからない。今度は特に特別警報とかいうのが出て、初めてうちも避難指示という有線を流したんですけども、避難指示と勧告とどう違うのかということも恐らく皆さんおわかりにならなかったんじゃないか

など思っています。ですから、勧告とか指示はどういう基準で出すのか。出したときは、勧告のときはここまでやりますよと、避難指示のときはここまで準備しますよというものがあるから、先ほど言いましたように、まずは地域の防災組織と役場の防災組織との連携といいますか、会議というのもきちっとしながら、本当の意味での防災組織との連携を図っていきたいなと思っています。それが一番重要じゃないかなと思っています。そして、組織化する以上は、その地域の防災に対する予算も、きちっと確保するべきだろうと思っています。地域防災組織のですね。そういう形で考えていきますけども、まだまだ本当に言うてそこまで手についてない状況でありますので、早急にそういう準備に動けるような形をこれから作っていきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） 区単位になってきますと、なかなか日程の調整も難しく、なかなか区長たちも踏ん切りがつかないと思います。訓練の対応というのは各区の考えでやっていただければいいかと思えますけども、やはりここは、町が何月何日に実施しますと、全町一斉に実施しますよという御旗を振っていただければ区も動きやすいと思いますので、ぜひともそういうふうな日程を決めていただいて、防災訓練の実施というのをやっていただければなと思います。先ほどから言われてますけれども、猪野区でも防災組織を作っておられます。しかし、自分がどの役目に入っているか、わからないといった人が多数です。ですから、机の上の議論、机上の議論よりもまず必要なのは訓練だと考えます。いずれにしても、7年間何の訓練もされてないわけで、異常な状態が続いているといった認識のもと、しっかり準備して、31年の来年の梅雨に入る前の5月から6月の初旬までには、ぜひとも実施をお願いしたいんですけども、再度町長の考えをお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防災の避難訓練も、私はそういう組織との、さっき言ったような形をきちっととった上で、地域の組織の人たちと決めていったほうがいいんじゃないかなという気がします。只松議員がおっしゃってるのは、全町一斉という形だろうと思いますけど、そちらがいいのかですね。地域地域によって行動計画とか避難の仕方が、ちょっと違ってくるんじゃないかなと思っていますし、全体でやるのか地域ごとにやるのかということも含めて、地域の防災組織との会議をまずはさせていただきたいなと思っています。本町の場合は全てがもう地域防災においても行政区長さんがリーダーという形になってますけど、自治体によっては行政区長さんは代わられるから、いわゆるその地域の中心となってくれる人がやってあるところもありますよね。どちらがいいのかわかりませんが、本当

はそういう時間に余裕のある人たちがきちっと何でも、ここの地域だけは自分が守るんだという、そういう意識を持っていただけるような人とかがリーダーになっていただくのが私は好ましいと思っています。区長さんはもう全てのことを全部任せますので、組織としてはやりやすいんだろうと思いますけど、そんなもろもろを一度意見交換する必要があるかなと思っていますので、防災訓練にしても今ここで何月までにやるということはお答えできませんので、そういう形で役場の組織変更もあわせて進めさせていただきたいと思いません。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） やはり対応としては、何年か前に猪野区がやりましたように、各組合が集まって集合場所に集合するとか、そういったいろんな各区のやり方っていうのがあると思いますから、それはもう区で協議してもらって結構なんですけど、やはり何月何日に行うということになれば、区としても日程の設定とか、ああいうのが難しくなってくると思いますので、そこは町が何月何日に実施しましょうということで声をかけていただければ区としてもやりやすいんじゃないかなと私は考えております。また、訓練のほうをよろしく願いしておきます。

3番目に、拠点となるバス停、ハブステーションの設置をということですけども、このたび西鉄バス27Bの下山田から猪野までが廃線となり、山田校区の移動手段が狭まってまいります。町としても、いろいろとイコバスを利用した代替案を考えてあるようですけども、あそこも回す、ここも回すとなれば、また今までのように猪野から役場まで30分かかってしまって、誰も利用しません。3月議会の一般質問でハブターミナルの設置を要望しましたがけれども、飛行機になぞらえたため、あまり理解されなかったと思い、今回は駅、ハブステーションで説明したいと思えます。

博多駅に例えますと、車輪のスポークのように九州の至るところから人を集めて、そこから行きたい場所に行ってもらう、その縮小版を久山町にも造っていただきたいということで要望し、前回はレスポアールとしましたけれども、27Bが廃線となると西鉄バスが折り返す下山田に造らなくてはいけないと考えます。地区から地区をぐるぐる回して、点から点を曲線で結ぶと、どうしても時間がかかってしまい、利用者も少なくなってくると思えます。拠点となる場所を設定しますと、地区から地区を線で結ぶことができると考えます。その拠点に駐輪場やバイク置き場等を設置することにより、山田校区の高校生は、そこまで自転車で来ることができます。また、障害者用トイレや空調を設置することにより、待ち時間を苦にすることなく年老いた方も快適に乗りかえをしていただけると考えますけれども、町長の見解をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 只松議員がおっしゃるハブステーションの考えは、明確に私が只松議員が思っておられるようなことを理解できてるかどうかわかりませんが、JR駅があるような町だと、そこに行けばいろんな交通の連絡ができるかなということがありますけれども、本町の場合は鉄道敷がありませんので、どっかに行けばそこからいろんな交通が直線で行けるといふ、この状態を作るのはちょっと難しいかなという気がします。ただ、今回の公共交通体系の見直しでトリアスを一つの出発点として、基本は今は篠栗、それから香椎、天神方向に行けるといふ形はできてくるんじゃないかなと思っています。ですから、あそこに只松議員がおっしゃるような行けば高校生もそこから香椎方面に行ける、JR篠栗駅に行くといふような形は可能ですけれども、ただ一方で今回の交通体系でも猪野の方がわざわざトリアスに来ないでも猪野から今度は直接JR篠栗に行けるような形になりますので、それはそれで町民の皆さんそれぞれ行く目的があっちこっち町内ありますので、やっぱりどうしても巡回が一番機能的かなという考えがありますけれども、おっしゃってるハブ的なものが今回はトリアスになるんじゃないかなと思っていますので、あそこには、そういうバスの待機場とあわせて自転車の駐輪場あたりを一緒に整備したいなと思っています。土井まで自転車で行かなくたって、あそこまで来てもらえれば、あれから香椎方面とかいろいろ行けるようになりますので、そういう意味でハブステーションの整備ということであれば、ぜひそういう形をとっていきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） そこに行けばどこにでも行けるといった拠点となる場所ですかね、それをぜひとも造っていただきたいと考えております。そこまで行けば、今度下山田に造っていただければ、今度もう本当にいろんなところに行けるわけですから、そこをきちっとした形で駐輪場を造って、それからトイレも待ち時間を苦なく過ごせるようなといった、今回はイコバスを活用するということであれば、皆さんが乗り継ぎを必ずしなくちゃいけなくなりますので、その乗り継ぎ場所としても皆さんが苦なく時間を待てるような、そういった拠点というものを造っていただきたいと考えております。再度、町長、何か。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まずもってトリアスを拠点に駐輪場あたりも整備しますけれども、クーラーとか効けるような待合室ということなんですけども、今回のバスの待機場は、あくまでバスの待機場ですので、お客さんは手前でおろしますので、そこに簡単なバス停を設置しますけれども、時間がある方は、トリアスにしますので、近くの建物の中で涼しいところである程度時間調整していただいとお願いしたいなと、そう今は考えて

ます。

○議長（阿部文俊君） 只松議員。

○8番（只松秀喜君） せめて拠点となる場所には雨露をしのいで快適にバスを待ついただけるような場所というものをぜひとも造っていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時33分